

## 鶴岡市地域防災計画（震災・津波対策編）新旧対照表

現行計画（修正前）	修正案	修正理由																																																																										
<p>&lt;第1章第3節&gt;既往地震及び津波とその災害（P16,P19~P20）</p> <p>1 地震の発生状況</p> <p>本市地域を含む山形県北西部及び秋田県西部一帯は、有史以来大規模な地震が発生しており、記録に残る最も古い地震は、850年に起こった出羽（山形県西北部）における地震である。その後も、しばしば地震が起こっているが、庄内地方に大きな被害をもたらした主な地震としては、1804年の象潟地震、1833年の庄内沖（羽前・佐渡）地震、1894年の庄内地震、1964年の新潟地震、1983年の日本海中部地震をあげることができる。さらに山形県北西部は、昭和53年に国の地震予知連絡会により、近い将来地震の起こる可能性が他より高いと考えられる特定観測地域に指定されている。また、平成15年には、国の特別機関である「地震調査研究推進本部」により、日本海東縁部に空白域が確認され、庄内平野東縁部には活断層が確認されている。</p> <p>2 主な地震記録と被害状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">発生日月日</th> <th rowspan="2">地震名又は地名</th> <th colspan="2">震央</th> <th rowspan="2">規模(M)</th> <th rowspan="2">災害の状況</th> </tr> <tr> <th>北緯</th> <th>東経</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>S50年11月27日 (嘉祥3.10.16)</td> <td>出羽</td> <td>39.0</td> <td>139.7</td> <td>7.0</td> <td>出羽国大いに震い、地形を変じ圧死するもの多し、津波あり。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>1780年7月20日 (安永9.6.19)</td> <td>出羽</td> <td>38.9</td> <td>139.9</td> <td>不詳</td> <td>18日より19日にかけて13度震う。酒田では地割れ泥水湧く。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1804年7月10日 (文化元.6.4)</td> <td>象潟地震</td> <td>39.1</td> <td>140.0</td> <td>7.0</td> <td>鳥海山<del>火</del>の西北から鳴動あり。由利・飽海・田川の各郡で被害多く、特に象潟で532戸潰れ、死者63人。全体で潰家5,500戸、死者333人、津波あり。陸地隆起し象潟湖干潟となる。</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>1833年12月7日 (天保4.10.26)</td> <td>庄内沖地震 (羽前佐渡)</td> <td>38.9</td> <td>139.3</td> <td>7.5</td> <td>被害は庄内・佐渡で最も大きく、津波が発生した。温海・豊浦・加茂・湯野浜の被害、溺死27、流出家屋9戸、潰家70戸、舟200隻</td> </tr> </tbody> </table>	番号	発生日月日	地震名又は地名	震央		規模(M)	災害の状況	北緯	東経	1	S50年11月27日 (嘉祥3.10.16)	出羽	39.0	139.7	7.0	出羽国大いに震い、地形を変じ圧死するもの多し、津波あり。	2	1780年7月20日 (安永9.6.19)	出羽	38.9	139.9	不詳	18日より19日にかけて13度震う。酒田では地割れ泥水湧く。	3	1804年7月10日 (文化元.6.4)	象潟地震	39.1	140.0	7.0	鳥海山 <del>火</del> の西北から鳴動あり。由利・飽海・田川の各郡で被害多く、特に象潟で532戸潰れ、死者63人。全体で潰家5,500戸、死者333人、津波あり。陸地隆起し象潟湖干潟となる。	4	1833年12月7日 (天保4.10.26)	庄内沖地震 (羽前佐渡)	38.9	139.3	7.5	被害は庄内・佐渡で最も大きく、津波が発生した。温海・豊浦・加茂・湯野浜の被害、溺死27、流出家屋9戸、潰家70戸、舟200隻	<p>1 地震の発生状況</p> <p>本市地域を含む山形県北西部及び秋田県西部一帯は、有史以来大規模な地震が発生しており、記録に残る最も古い地震は、850年に起こった出羽（山形県西北部）における地震である。その後も、しばしば地震が起こっているが、庄内地方に大きな被害をもたらした主な地震としては、1804年の象潟地震、1833年の庄内沖（羽前・佐渡）地震、1894年の庄内地震、1964年の新潟地震、1983年の日本海中部地震をあげることができる。本県及びその付近に起こった地震をみると、主に日本海東縁部に発生する地震と陸域の浅い地震に区分することができる。また、陸域の地震については、主に庄内平野東縁断層帯を南端として本県から秋田県の日本海の沿岸に形成される断層帯付近、県中部の最上川の西側に沿った地域、蔵王山周辺で起こっている。（地震調査研究推進本部地震調査研究委員会編集「日本の地震活動—被害地震から見た地域別の特徴—」より）また、平成15年には、国の特別機関である「地震調査研究推進本部」により、日本海東縁部に空白域が確認され、庄内平野東縁部には活断層が確認されている。</p> <p>2 主な地震記録と被害状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">発生日月日</th> <th rowspan="2">地震名又は地名</th> <th colspan="2">震央</th> <th rowspan="2">規模(M)</th> <th rowspan="2">災害の状況</th> </tr> <tr> <th>北緯</th> <th>東経</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>S50年11月27日 (嘉祥3.10.16)</td> <td>出羽</td> <td>39.0</td> <td>139.7</td> <td>7.0</td> <td>出羽国大いに震い、地形を変じ圧死するもの多し、津波あり。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>1780年7月20日 (安永9.6.19)</td> <td>出羽</td> <td>38.9</td> <td>139.9</td> <td>不詳</td> <td>18日より19日にかけて13度震う。酒田では地割れ泥水湧く。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1804年7月10日 (文化元.6.4)</td> <td>象潟地震</td> <td>39.1</td> <td>140.0</td> <td>7.0</td> <td>鳥海山の西北から鳴動あり。由利・飽海・田川の各郡で被害多く、特に象潟で532戸潰れ、死者63人。全体で潰家5,500戸、死者333人、津波あり。陸地隆起し象潟湖干潟となる。</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>1833年12月7日 (天保4.10.26)</td> <td>庄内沖地震 (羽前佐渡)</td> <td>38.9</td> <td>139.3</td> <td>7.5</td> <td>被害は庄内・佐渡で最も大きく、津波が発生した。温海・豊浦・加茂・湯野浜の被害、溺死27、流出家屋9戸、潰家70戸、舟200隻</td> </tr> </tbody> </table>	番号	発生日月日	地震名又は地名	震央		規模(M)	災害の状況	北緯	東経	1	S50年11月27日 (嘉祥3.10.16)	出羽	39.0	139.7	7.0	出羽国大いに震い、地形を変じ圧死するもの多し、津波あり。	2	1780年7月20日 (安永9.6.19)	出羽	38.9	139.9	不詳	18日より19日にかけて13度震う。酒田では地割れ泥水湧く。	3	1804年7月10日 (文化元.6.4)	象潟地震	39.1	140.0	7.0	鳥海山の西北から鳴動あり。由利・飽海・田川の各郡で被害多く、特に象潟で532戸潰れ、死者63人。全体で潰家5,500戸、死者333人、津波あり。陸地隆起し象潟湖干潟となる。	4	1833年12月7日 (天保4.10.26)	庄内沖地震 (羽前佐渡)	38.9	139.3	7.5	被害は庄内・佐渡で最も大きく、津波が発生した。温海・豊浦・加茂・湯野浜の被害、溺死27、流出家屋9戸、潰家70戸、舟200隻	<p>観測強化地域と特定観測地域は2008年2月に開催された第176回地震予知連絡会において指定解消</p> <p>「鳥海山火」を「鳥海山」に修正</p>
番号				発生日月日	地震名又は地名			震央		規模(M)	災害の状況																																																																	
	北緯	東経																																																																										
1	S50年11月27日 (嘉祥3.10.16)	出羽	39.0	139.7	7.0	出羽国大いに震い、地形を変じ圧死するもの多し、津波あり。																																																																						
2	1780年7月20日 (安永9.6.19)	出羽	38.9	139.9	不詳	18日より19日にかけて13度震う。酒田では地割れ泥水湧く。																																																																						
3	1804年7月10日 (文化元.6.4)	象潟地震	39.1	140.0	7.0	鳥海山 <del>火</del> の西北から鳴動あり。由利・飽海・田川の各郡で被害多く、特に象潟で532戸潰れ、死者63人。全体で潰家5,500戸、死者333人、津波あり。陸地隆起し象潟湖干潟となる。																																																																						
4	1833年12月7日 (天保4.10.26)	庄内沖地震 (羽前佐渡)	38.9	139.3	7.5	被害は庄内・佐渡で最も大きく、津波が発生した。温海・豊浦・加茂・湯野浜の被害、溺死27、流出家屋9戸、潰家70戸、舟200隻																																																																						
番号	発生日月日	地震名又は地名	震央		規模(M)	災害の状況																																																																						
			北緯	東経																																																																								
1	S50年11月27日 (嘉祥3.10.16)	出羽	39.0	139.7	7.0	出羽国大いに震い、地形を変じ圧死するもの多し、津波あり。																																																																						
2	1780年7月20日 (安永9.6.19)	出羽	38.9	139.9	不詳	18日より19日にかけて13度震う。酒田では地割れ泥水湧く。																																																																						
3	1804年7月10日 (文化元.6.4)	象潟地震	39.1	140.0	7.0	鳥海山の西北から鳴動あり。由利・飽海・田川の各郡で被害多く、特に象潟で532戸潰れ、死者63人。全体で潰家5,500戸、死者333人、津波あり。陸地隆起し象潟湖干潟となる。																																																																						
4	1833年12月7日 (天保4.10.26)	庄内沖地震 (羽前佐渡)	38.9	139.3	7.5	被害は庄内・佐渡で最も大きく、津波が発生した。温海・豊浦・加茂・湯野浜の被害、溺死27、流出家屋9戸、潰家70戸、舟200隻																																																																						

現行計画（修正前）	修正案						修正理由
	番号	発生年月日	地震名 又は 地名	震央		規模	災害の状況
	15	2021年2月13日 23時7分 (令和3年)	福島県沖	37.7	141.7	7.3	<p>最大震度6強：宮城県蔵王町、福島県相馬市・国見町・新地町 県内の震度 5弱：上山市、中山町米沢市、白鷹町 4：鶴岡市、酒田市、三川町、遊佐町、庄内町ほか25市町村 3：金山町 鶴岡市では建物被害（一部破損8件）があった。</p>
	16	2022年3月16日 23時36分(令和4年)	福島県沖	37.7	141.6	7.4	<p>最大震度6強：宮城県登米市・蔵王町、福島県相馬市・南相馬市・国見町 県内の震度 5強：中山町 5弱：酒田市、最上町ほか8市町 4：鶴岡市、三川町、庄内町、遊佐町ほか20市町村 鶴岡市では建物被害（一部破損17件）があった。</p>
	17	2024年1月1日16時10分 (令和6年)	令和6年能登半島地震	37.5	137.3	7.6	<p>最大震度7：石川県志賀町・輪島市 県内の震度 4：鶴岡市、酒田市、三川町ほか10市町村 3：遊佐町、庄内町、新庄市ほか17市町村 鶴岡市 震度4 16:12 津波注意報 16:22 津波警報 沿岸地域に避難指示発令 1/2 1:15 津波注意報に切替 1/2 10:00 津波注意報解除</p>

県内で震度5弱以上の地震について掲載

津波警報が発令された地震であることから掲載

現行計画（修正前）	修正案	修正理由																																								
<p>&lt;第1章第4節&gt;地震及び津波の想定並びに観測体制（P24,25,28）</p> <p>1（略）</p> <p>2 国の長期評価</p> <p>（1）山形県の活断層</p> <table border="1" data-bbox="225 457 1273 1045"> <thead> <tr> <th>断層帯名 （公表年月日）</th> <th>位置・長さ</th> <th>最新活動時期</th> <th>平均活動 間隔</th> <th>平均変位速度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長井盆地西縁断層帯 （平成17年2月9日）</td> <td>朝日町～米沢市 約51km</td> <td>約2,400年前以降</td> <td>5,000年～6,300年</td> <td>約0.4～0.5/1,000年</td> </tr> <tr> <td>庄内平野東縁断層帯 北部 （平成21年10月19日一部改正）</td> <td>全体：約38km 北部：遊佐町～庄内町約24km</td> <td>東部：1,894年庄内地震 西部：約3,000年前以降</td> <td>1,000年～1,500年程度 約2,500年～4,600年</td> <td>約0.5m/1,000年程度</td> </tr> <tr> <td>庄内平野東縁断層帯 南部 （平成21年10月19日一部改正）</td> <td>南部：酒田市～鶴岡市約17km</td> <td>降18世紀以前</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（2）県内活断層の長期評価 ※長期評価の算定基準日：令和4年1月1日</p> <p>（3）日本海東縁部の長期評価 ※長期評価の算定基準日：令和4年1月1日</p> <p>3～4（略）</p> <p>5 地震観測体制の現状</p> <p>（1）地震予知連絡会による観測地域の指定</p> <p>地震予知に関する各観測機関の情報交換及び予知の総合判断を行うために、昭和44年4月に地震予知連絡会（建設省（現：国土交通省）国土地理院長の私的諮問機関）が発足した。地震予知連絡会は、地震予知に関する学術的情報及び意見交換を行っており、過去に大地震があった地域、活断層のある地域等の選定基準に基づき、全国で8の地域の特定観測地域と2地域の観測強化地域を指定している。</p> <p>（以下、略）</p>	断層帯名 （公表年月日）	位置・長さ	最新活動時期	平均活動 間隔	平均変位速度	長井盆地西縁断層帯 （平成17年2月9日）	朝日町～米沢市 約51km	約2,400年前以降	5,000年～6,300年	約0.4～0.5/1,000年	庄内平野東縁断層帯 北部 （平成21年10月19日一部改正）	全体：約38km 北部：遊佐町～庄内町約24km	東部：1,894年庄内地震 西部：約3,000年前以降	1,000年～1,500年程度 約2,500年～4,600年	約0.5m/1,000年程度	庄内平野東縁断層帯 南部 （平成21年10月19日一部改正）	南部：酒田市～鶴岡市約17km	降18世紀以前			<p>1（略）</p> <p>2 国の長期評価</p> <p>（1）山形県の活断層</p> <table border="1" data-bbox="1302 457 2332 1045"> <thead> <tr> <th>断層帯名 （公表年月日）</th> <th>位置・長さ</th> <th>最新活動時期</th> <th>平均活動 間隔</th> <th>平均変位速度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長井盆地西縁断層帯 （平成17年2月9日）</td> <td>朝日町～米沢市 約51km</td> <td>約2,400年前以降</td> <td>5,000年～<b>6,300</b>年</td> <td>約0.4～0.5/1,000年</td> </tr> <tr> <td>庄内平野東縁断層帯 北部 （平成21年10月19日一部改正）</td> <td>全体：約38km 北部：遊佐町～庄内町約24km</td> <td><b>北部</b>：1,894年庄内地震 <b>南部</b>：約3,000年前</td> <td>1,000年～1,500年程度 約2,500年～</td> <td>約0.5m/1,000年程度</td> </tr> <tr> <td>庄内平野東縁断層帯 南部 （平成21年10月19日一部改正）</td> <td>南部：酒田市～鶴岡市約17km</td> <td><b>以後</b>、18世紀以前</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（2）県内活断層の長期評価 ※長期評価の算定基準日：令和<b>5</b>年1月1日</p> <p>（3）日本海東縁部の長期評価 ※長期評価の算定基準日：令和<b>5</b>年1月1日</p> <p>～4（略）</p> <p>5 地震観測体制の現状</p> <p><del>（1）地震予知連絡会による観測地域の指定</del></p> <p><del>—地震予知に関する各観測機関の情報交換及び予知の総合判断を行うために、昭和44年4月に地震予知連絡会（建設省（現：国土交通省）国土地理院長の私的諮問機関）が発足した。地震予知連絡会は、地震予知に関する学術的情報及び意見交換を行っており、過去に大地震があった地域、活断層のある地域等の選定基準に基づき、全国で8の地域の特定観測地域と2地域の観測強化地域を指定している。</del></p> <p>（以下、略）</p>	断層帯名 （公表年月日）	位置・長さ	最新活動時期	平均活動 間隔	平均変位速度	長井盆地西縁断層帯 （平成17年2月9日）	朝日町～米沢市 約51km	約2,400年前以降	5,000年～ <b>6,300</b> 年	約0.4～0.5/1,000年	庄内平野東縁断層帯 北部 （平成21年10月19日一部改正）	全体：約38km 北部：遊佐町～庄内町約24km	<b>北部</b> ：1,894年庄内地震 <b>南部</b> ：約3,000年前	1,000年～1,500年程度 約2,500年～	約0.5m/1,000年程度	庄内平野東縁断層帯 南部 （平成21年10月19日一部改正）	南部：酒田市～鶴岡市約17km	<b>以後</b> 、18世紀以前			<p>文言を一部修正</p> <p>算定基準日を令和4年から令和5年に修正</p> <p>観測強化地域と特定観測地域は2008年2月に開催された第176回地震予知連絡会において指定解消となっているため削除 以降の項目は番号繰り上げ</p>
断層帯名 （公表年月日）	位置・長さ	最新活動時期	平均活動 間隔	平均変位速度																																						
長井盆地西縁断層帯 （平成17年2月9日）	朝日町～米沢市 約51km	約2,400年前以降	5,000年～6,300年	約0.4～0.5/1,000年																																						
庄内平野東縁断層帯 北部 （平成21年10月19日一部改正）	全体：約38km 北部：遊佐町～庄内町約24km	東部：1,894年庄内地震 西部：約3,000年前以降	1,000年～1,500年程度 約2,500年～4,600年	約0.5m/1,000年程度																																						
庄内平野東縁断層帯 南部 （平成21年10月19日一部改正）	南部：酒田市～鶴岡市約17km	降18世紀以前																																								
断層帯名 （公表年月日）	位置・長さ	最新活動時期	平均活動 間隔	平均変位速度																																						
長井盆地西縁断層帯 （平成17年2月9日）	朝日町～米沢市 約51km	約2,400年前以降	5,000年～ <b>6,300</b> 年	約0.4～0.5/1,000年																																						
庄内平野東縁断層帯 北部 （平成21年10月19日一部改正）	全体：約38km 北部：遊佐町～庄内町約24km	<b>北部</b> ：1,894年庄内地震 <b>南部</b> ：約3,000年前	1,000年～1,500年程度 約2,500年～	約0.5m/1,000年程度																																						
庄内平野東縁断層帯 南部 （平成21年10月19日一部改正）	南部：酒田市～鶴岡市約17km	<b>以後</b> 、18世紀以前																																								

現行計画（修正前）	修正案	修正理由
<p>(2) 県内における関係機関の地震動観測地震観測所</p> <p>① 気象庁</p> <p>気象庁は、地震発生時の地震の規模や震源の決定、各地の震度、津波発生の有無・規模の判定と来襲地域の予想及びマグニチュード3以上の地震に関する調査研究のため、県内6箇所に地震計、14箇所に計測震度計等を設置して観測を行っており、防災関係機関に津波警報や地震情報を伝達するとともに、報道機関を通して広く住民に情報提供している。また、巨大津波観測計を酒田港に設置して津波を観測している。さらに気象庁は、地震災害の軽減を図るため、震源に近い観測点で得られた地震波から、震源地震の規模、各地の震度や揺れの到達時間を瞬時に推定し、大きな揺れが到達する前に知らせることを目指す「緊急地震速報」を、平成18年8月より一部機関への先行的な運用を開始した。また、平成19年10月には、緊急地震速報を地震動の予報・警報として、テレビ・ラジオ等による一般への提供が開始された。</p>	<p>(1) 県内における関係機関の地震動観測地震観測所</p> <p>① 気象庁</p> <p>気象庁は、地震発生時の地震の規模や震源の決定、各地の震度、津波発生の有無・規模の判定と来襲地域の予想及びマグニチュード3以上の地震に関する調査研究のため、県内6箇所に地震計、14箇所に計測震度計等を設置して観測を行っており、防災関係機関に津波警報や地震情報を伝達するとともに、報道機関を通して広く住民に情報提供している。また、巨大津波観測計を酒田港に設置して津波を観測している。さらに、<b>最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域(緊急地震速報で用いる区域)に対し、緊急地震速報(警報)を発表し、報道機関や通信事業者等の協力によりテレビ、ラジオ、携帯電話等を通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は地震動特別警報に位置づけられる。</b>「緊急地震速報」は、平成18年8月より一部機関への先行的な運用を開始した。また、平成19年10月には、緊急地震速報を地震動の予報・警報として、テレビ・ラジオ等による一般への提供が開始された。</p> <p><b>※長周期地震動とは、大きな地震で生じる周期の長いゆっくりとした大きな揺れであり、震源から数百km離れたところでも、高層ビルを長時間にわたって大きく揺らし、エレベーターが故障したりする。</b></p> <p><b>地震動階級4：這わないと移動できない。揺れに翻弄される。</b></p> <p><b>地震動階級3：立っていることが困難になる。</b></p> <p><b>地震動階級2：物につかまらなると歩くのが難しい。</b></p> <p><b>地震動階級1：多くの人が揺れを感じる。ブラインドなどが大きく揺れる。</b></p>	<p>防災基本計画の修正</p> <p>山形県地域防災計画の修正</p> <p>緊急地震速報の発表基準への長周期地震動階級の追加</p>

現行計画（修正前）	修正案	修正理由
<p>&lt;第2章第7節&gt;避難所等事前対策（P58~61） 担当課、関係機関</p> <p>【本所】防災安全課、コミュニティ推進課、福祉課、長寿介護課、国保年金課、教育委員会 【庁舎】総務企画課、市民福祉課 【関係機関】県（防災くらし安心部、健康福祉部、県土整備部）、福祉関係者</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 業務の内容</p> <p>(1) 地域の危険に関する情報の事前周知</p> <p>ア 住民・企業（事業所）等に対し、地域の特性を踏まえた地震に関する基礎的な知識と避難にあたっての注意事項などの普及・啓発を行う。</p> <p>イ 県等から提供される津波の浸水予測情報及び過去の浸水被害等の実績を基に、浸水、地盤の液状化、土砂災害警戒区域等や避難場所等を記したハザードマップを作成し、住民等に配布して周知を図る。</p> <p>(2) 避難誘導體制の整備</p> <p>ア 避難情報（高齢者等避難、避難指示）を発令した場合、市は、住民が集団で避難できるように、地区別の消防団、自主防災組織等による避難誘導體制構築を支援する。</p> <p>イ 要配慮者の安全・確実な避難のため、福祉関係者と協力して「災害時要援護者避難支援計画」（避難行動要支援者避難計画）を策定するとともに、適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平時より要配慮者への情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図る。</p> <p>ウ 迅速な避難誘導のための自主防災組織等の指導育成を図る。</p> <p>(3)～(5) （略）</p> <p>(6) 避難所の開設体制等の整備</p> <p>②福祉避難所の指定</p> <p>ア 市は、指定避難所の内一般避難所スペースでの共同生活が難しい要配慮者のための「福祉避難所」の予定施設をあらかじめ指定し、受入れ対象者を特定して公示する。前述の公示を利用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要になった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。</p> <p>(7) 避難情報の情報伝達体制の整備</p> <p>① 略</p> <p>②避難情報の情報伝達体制の整備</p> <p>ウ 昔ながらのサイレン、警鐘といった誰でも分かりやすい避難行動のきっかけとなる情報伝達手段を活用する。</p>	<p>【本所】防災安全課、コミュニティ推進課、地域包括ケア推進室、福祉課、長寿介護課、国保年金課、教育委員会 【庁舎】総務企画課、市民福祉課 【関係機関】県（防災くらし安心部、健康福祉部、県土整備部）、福祉関係者</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 業務の内容</p> <p>(1) 地域の危険に関する情報の事前周知</p> <p>ア 住民・企業（事業所）等に対し、地域の特性を踏まえた地震に関する基礎的な知識と避難にあたっての注意事項などの普及・啓発を行う。</p> <p>イ 県等から提供される津波の浸水予測情報及び過去の浸水被害等の実績を基に、浸水、地盤の液状化、土砂災害警戒区域等や避難場所等を記したハザードマップを作成し、住民等に配布して周知を図る。</p> <p>(2) 避難誘導體制の整備</p> <p>ア 避難情報（高齢者等避難、避難指示）を発令した場合、市は、住民が集団で避難できるように、地区別の消防団、自主防災組織等による避難誘導體制構築を支援する。</p> <p>イ 要配慮者の安全・確実な避難のため、福祉関係者と協力して「<b>避難行動要支援者支援計画</b>」を策定するとともに、適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平時より要配慮者への情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図る。</p> <p>ウ 迅速な避難誘導のための自主防災組織等の指導育成を図る。</p> <p>(3)～(5) （略）</p> <p>(6) 避難所の開設体制等の整備</p> <p>②福祉避難所の<b>設置</b></p> <p>ア 市は、<b>指定避難所に避難した住民の中に</b>一般避難所スペースでの共同生活が難しい要配慮者がいた際には<b>協定締結している施設に対し「福祉避難所」の開設を要請し、福祉避難所を設置する。要配慮者は、一般避難所での生活が長引くと予想される場合、福祉避難所の受入体制に合わせ、対象者となる者を判断し、一般避難所から福祉避難所へ移るものとする。</b></p> <p>(7) 避難情報の情報伝達体制の整備</p> <p>① 略</p> <p>②避難情報の情報伝達体制の整備</p> <p>ウ <del>昔ながらの</del>サイレン、警鐘といった誰でも分かりやすい避難行動のきっかけとなる情報伝達手段を活用する。</p>	<p>関係課の追加</p> <p>計画名の変更による修正</p> <p>災害時における福祉避難所開設調整に基づく修正</p> <p>現在も利用されているため、「昔ながらの」を削除</p>

現行計画（修正前）	修正案	修正理由
<p>&lt;第2章第9節&gt;要配慮者の安全確保（P67,68）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 各主体の役割及び業務の内容</p> <p>①～③ （略）</p> <p>④災害時要援護者避難支援計画（避難行動要支援者避難支援いかく）の作成</p> <p>市は災害発生時に避難行動要支援者の避難が円滑に行われるよう、避難行動要支援者に関する情報を基に、災害時要援護者避難支援計画（避難行動要支援者避難支援計画（全体計画））を作成する。</p> <p>⑤避難行動要支援者情報の把握・共有</p> <p>市は避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うため次の措置を講ずる。</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 避難行動要支援者名簿による情報共有</p> <p>市は、避難行動要支援者名簿については、災害対策基本法、個人情報の保護に関する法律及び鶴岡市個人情報保護条例に留意し、関係機関との情報共有を図る。（以下、略）</p>	<p>1 （略）</p> <p>2 各主体の役割及び業務の内容</p> <p>①～③ （略）</p> <p>④避難行動要支援者支援計画の作成</p> <p>市は、災害発生時に避難行動要支援者の避難が円滑に行われるよう、避難行動要支援者に関する情報を基に、避難行動要支援者支援計画を作成する。</p> <p>⑤避難行動要支援者情報の把握・共有</p> <p>市は避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うため次の措置を講ずる。</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 避難行動要支援者名簿による情報共有</p> <p>市は、避難行動要支援者名簿については、災害対策基本法、個人情報の保護に関する法律及び鶴岡市個人情報保護法施行条例に留意し、関係機関との情報共有を図る。（以下、略）</p>	<p>計画名称の変更による修正</p> <p>鶴岡市個人情報保護条例の廃止 鶴岡市個人情報保護法施行条例 令和5年4月1日施行による修正</p>
<p>&lt;第2章第10節&gt;積雪期の地震災害予防（P75）</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 積雪期の地震対策</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）要配慮者世帯に対する助成等</p> <p>自力での屋根雪処理が不可能な要配慮者世帯に対して、除雪パートナーズ制度を活用する等、地域の助け合いによる相互扶助体制の確立に努める。</p>	<p>1～2 （略）</p> <p>3 積雪期の地震対策</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）要配慮者世帯に対する助成等</p> <p>自力での屋根雪処理が不可能な要配慮者世帯に対して、除雪パートナーズ制度を活用する等、地域の助け合いによる相互扶助体制の確立に努めるとともに高齢者、障害者及び母子世帯のうち、自力で屋根の雪下ろしをすることができない低所得世帯に対し、その雪下ろしにかかる経費について、補助金を交付し支援する。</p>	<p>高齢者世帯等対策を追記</p>

現行計画（修正前）	修正案	修正理由
<p>&lt;第2章第11節&gt;津波災害予防（P77,78）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 各主体の役割及び業務の内容</p> <p>(1) 市及び関係機関の役割</p> <p>①津波監視体制の整備</p> <p>市は、地震による震度4以上の強い揺れを感じたとき又は弱くてもゆっくりとした揺れを感じたときは、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、防災関係機関の情報及びテレビ・ラジオ等放送機関を通じて発表される津波警報等を入手し、津波による浸水が発生すると判断した場合は、速やかに海浜に居る者や海岸付近の住民等に避難のための立ち退きを指示する。</p> <p>②避難指示の発令・伝達</p> <p>ア 避難指示発令判断基準の明確化</p> <p>市は、地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた適切な避難指示等ができるよう、あらかじめ、避難指示の具体的な発令基準の設定に努める。また、避難指示等の発令判断、伝達を適切に実施するため、判断基準や伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制の確保に努める。</p> <p>イ 住民への避難指示の伝達</p> <p>a 市は、津波警報、避難指示が住民の迅速・的確な避難行動に結びつくよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討し、地域防災計画に津波警報、避難指示の伝達方法、手段等について明示する。その際、高齢者や障害者等の要配慮者や一時滞在者等に配慮する。</p> <p>b 市は、様々な環境下にある住民等及び職員に対して津波警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得ながら、緊急地震速報システムの活用、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、テレビ、ラジオ、（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、サイレン、津波フラッグ、半鐘及び広報車等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。</p> <p>c 伝達協力体制の整備</p> <p>市は、沿岸部に職場がある漁業協同組合や事業者、多くの人出が予想される海水浴場の管理者及び自主防災組織等とあらかじめ津波警報等の伝達に関し協議を行い、これら関係者との協力体制を確立する。</p> <p>（以下、略）</p>	<p>1 （略）</p> <p>2 各主体の役割及び業務の内容</p> <p>(1) 市及び関係機関の役割</p> <p>①津波監視体制の整備</p> <p>市は、地震による震度4以上の強い揺れを感じたとき又は弱くてもゆっくりとした揺れを感じたときは、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、防災関係機関の情報及びテレビ・ラジオ等放送機関を通じて発表される<b>大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）</b>を入手し、津波による浸水が発生すると判断した場合は、速やかに海浜に居る者や海岸付近の住民等に避難のための立ち退きを指示する。</p> <p>②避難指示の発令・伝達</p> <p>ア 避難指示発令判断基準の明確化</p> <p>市は、地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた適切な避難指示等ができるよう、あらかじめ、避難指示の具体的な発令基準の設定に努める。また、避難指示等の発令判断、伝達を適切に実施するため、判断基準や伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。なお、<b>津波注意報、津波警報等、大津波警報</b>に応じて自動的に避難指示を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制の確保に努める。</p> <p>イ 住民への避難指示の伝達</p> <p>a 市は、<del>津波警報</del>避難指示が住民の迅速・的確な避難行動に結びつくよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討し、地域防災計画に津波警報、避難指示の伝達方法、手段等について明示する。その際、高齢者や障害者等の要配慮者や一時滞在者等に配慮する。</p> <p>b 市は、様々な環境下にある住民等及び職員に対して津波警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得ながら、緊急地震速報システムの活用、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、<b>SNS</b>、テレビ、ラジオ、（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、サイレン、津波フラッグ、半鐘及び広報車等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。</p> <p>c 伝達協力体制の整備</p> <p>市は、沿岸部に職場がある漁業協同組合や事業者、多くの人出が予想される海水浴場の管理者及び自主防災組織等とあらかじめ津波警報等の伝達に関し協議を行い、これら関係者との協力体制を確立する。</p> <p>（以下、略）</p>	<p>文言の修正</p> <p>各種 SNS での配信も可能となったことから追記</p>

現行計画（修正前）	修正案	修正理由																																
<p>&lt;第2章第12節&gt;地盤災害予防（P90）</p> <p>1 （略）</p> <p>2（1） （略）</p> <p>（2） 県の役割</p> <p>①危険箇所の法指定</p> <p>県は、関係法令に基づき土砂災害警戒区域等を指定し、一定の行為を禁止・制限する。</p> <table border="1" data-bbox="234 594 1276 1119"> <thead> <tr> <th>法令名</th> <th>指定箇所名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>砂防法</td> <td>砂防指定地</td> </tr> <tr> <td>地すべり等防止法</td> <td>地すべり防止区域</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律</td> <td>急傾斜地崩壊危険区域</td> </tr> <tr> <td>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）</td> <td>土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域</td> </tr> <tr> <td>森林法</td> <td>保安林</td> </tr> <tr> <td>建築基準法</td> <td>災害危険区域</td> </tr> <tr> <td>宅地造成等規制法</td> <td>宅地造成工事規制区域 造成宅地防災区域</td> </tr> </tbody> </table>	法令名	指定箇所名	砂防法	砂防指定地	地すべり等防止法	地すべり防止区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）	土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域	森林法	保安林	建築基準法	災害危険区域	宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域 造成宅地防災区域	<p>1 （略）</p> <p>2（1） （略）</p> <p>（2） 県の役割</p> <p>①危険箇所の法指定</p> <p>県は、関係法令に基づき土砂災害警戒区域等を指定し、一定の行為を禁止・制限する。</p> <table border="1" data-bbox="1311 594 2335 1178"> <thead> <tr> <th>法令名</th> <th>指定箇所名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>砂防法</td> <td>砂防指定地</td> </tr> <tr> <td>地すべり等防止法</td> <td>地すべり防止区域</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律</td> <td>急傾斜地崩壊危険区域</td> </tr> <tr> <td>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）</td> <td>土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域</td> </tr> <tr> <td>森林法</td> <td>保安林</td> </tr> <tr> <td>建築基準法</td> <td>災害危険区域</td> </tr> <tr> <td>宅地造成及び特定盛土等規制法</td> <td>宅地造成等工事規制区域 特定盛土等規制区域 造成宅地防災区域</td> </tr> </tbody> </table>	法令名	指定箇所名	砂防法	砂防指定地	地すべり等防止法	地すべり防止区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）	土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域	森林法	保安林	建築基準法	災害危険区域	宅地造成及び特定盛土等規制法	宅地造成等工事規制区域 特定盛土等規制区域 造成宅地防災区域	<p>関係法令等の改正</p>
法令名	指定箇所名																																	
砂防法	砂防指定地																																	
地すべり等防止法	地すべり防止区域																																	
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域																																	
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）	土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域																																	
森林法	保安林																																	
建築基準法	災害危険区域																																	
宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域 造成宅地防災区域																																	
法令名	指定箇所名																																	
砂防法	砂防指定地																																	
地すべり等防止法	地すべり防止区域																																	
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域																																	
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）	土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域																																	
森林法	保安林																																	
建築基準法	災害危険区域																																	
宅地造成及び特定盛土等規制法	宅地造成等工事規制区域 特定盛土等規制区域 造成宅地防災区域																																	



現行計画（修正前）	修正案	修正理由
<p>&lt;第2章第27節&gt;ライフライン強化対策（上水道）（P133）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 各主体の役割及び業務の内容</p> <p>（1）市の役割</p> <p>①～③ （略）</p> <p>④その他機械設備や薬品管理における予防対策</p> <p>ア機械、電気及び計装設備の振動による滑動、転倒防止</p> <p>イ震動による水質試験用薬品類容器の破損防止及び混薬を防止するための分離保管</p> <p>ウ水道用薬品の適正な量の備蓄</p>	<p>1 （略）</p> <p>2 各主体の役割及び業務の内容</p> <p>（1）市の役割</p> <p>①～③ （略）</p> <p>④その他機械設備や薬品管理における予防対策</p> <p>ア機械、電気及び計装設備の振動による滑動、転倒防止</p> <p>イ震動による<b>浄水用薬品貯留槽</b>の<b>転倒</b>、破損防止及び混薬を防止するための分離保管</p> <p>ウ水道用薬品の適正な量の備蓄</p>	<p>名称変更による修正</p>
<p>&lt;第2章第28節&gt;ライフライン強化対策（下水道）（P136~138）</p> <div data-bbox="225 951 1151 1220" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【本所】上下水道部</p> <p>【関係機関】県（県土整備部、農林水産部）、市民、企業（事業所）等、(公財)山形県建設技術センター、(地方共同法人)日本下水道事業団、(一社)地域環境資源センター、(公社)日本下水道管路管理業協会、山形県下水道協会、東北電力ネットワーク(株)、(一財)東北電気保安協会、建設業者、処理場包括委託受注者</p> </div> <p>1 （略）</p> <p>2 ①～③ （略）</p> <p>④安全確保対策</p> <p>⑤ （略）</p> <p>⑥下水道施設等の復旧</p> <p>市は、あらかじめ被災施設の復旧計画をたて、施設の機能回復及び復旧の早期達成を目指す。</p>	<div data-bbox="1359 951 2285 1220" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【本所】上下水道部</p> <p>【関係機関】県（県土整備部、農林水産部）、市民、企業（事業所）等、(公財)山形県建設技術センター、(地方共同法人)日本下水道事業団、(一社)地域環境資源センター、(公社)日本下水道管路管理業協会、山形県下水道協会、東北電力ネットワーク(株)、(一財)東北電気保安協会、建設業者、<b>包括委託受注業者</b></p> </div> <p>1 （略）</p> <p>2 ①～③ （略）</p> <p>④<b>機能</b>確保対策</p> <p>⑤ （略）</p> <p>⑥下水道施設等の復旧</p> <p>市は、あらかじめ被災施設の復旧計画を<b>策定</b>し、施設の機能回復及び<b>早期復旧</b>を目指す。</p>	<p>名称変更による修正</p> <p>文言の修正</p>

現行計画（修正前）	修正案	修正理由
<p>&lt;第2章第31節&gt;廃棄物処理体制の整備（P148,149）</p> <div data-bbox="287 394 1213 552" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【本所】廃棄物対策課、土木課 【庁舎】市民福祉課  【関係機関】県（循環型社会推進課、水大気環境課）、山形県環境整備事業協同組合、（一社）山形県産業廃棄物協会、（一社）山形県浄化槽工業協会、（一社）山形県解体工事業協会、山形県建設業協会鶴岡支部</p> </div> <p>1 （略）  2 （1）（2） （略）  （3）① （略）  ② （一社）山形県産業廃棄物協会  （以下、略）</p>	<div data-bbox="1356 394 2282 552" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【本所】廃棄物対策課、土木課 【庁舎】市民福祉課  【関係機関】県（循環型社会推進課、水大気環境課）、山形県環境整備事業協同組合、（一社）山形県産業資源循環協会、（一社）山形県浄化槽工業協会、（一社）山形県解体工事業協会、山形県建設業協会鶴岡支部</p> </div> <p>1 （略）  2 （1）（2） （略）  （3）① （略）  ② （一社）山形県産業資源循環協会  （以下、略）</p>	<p>社名変更のため修正</p> <p>社名変更のため修正</p>
<p>&lt;第2章第36節&gt;ボランティア活動の推進（P166）  ボランティア活動の推進</p> <div data-bbox="287 982 1213 1159" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【本所】福祉課、防災安全課 【庁舎】市民福祉課、総務企画課  【実施主体】市社会福祉協議会  【関係機関】県（防災くらし安心部、健康福祉部）、県社会福祉協議会、山形県災害ボランティア支援ネットワーク連絡会</p> </div> <p>（以下、略）</p>	<p>ボランティア活動の推進</p> <div data-bbox="1356 982 2282 1159" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【本所】地域包括ケア推進室、防災安全課 【庁舎】市民福祉課、総務企画課  【実施主体】市社会福祉協議会  【関係機関】県（防災くらし安心部、健康福祉部）、県社会福祉協議会、山形県災害ボランティア支援ネットワーク連絡会</p> </div> <p>（以下、略）</p>	<p>担当課の修正</p>

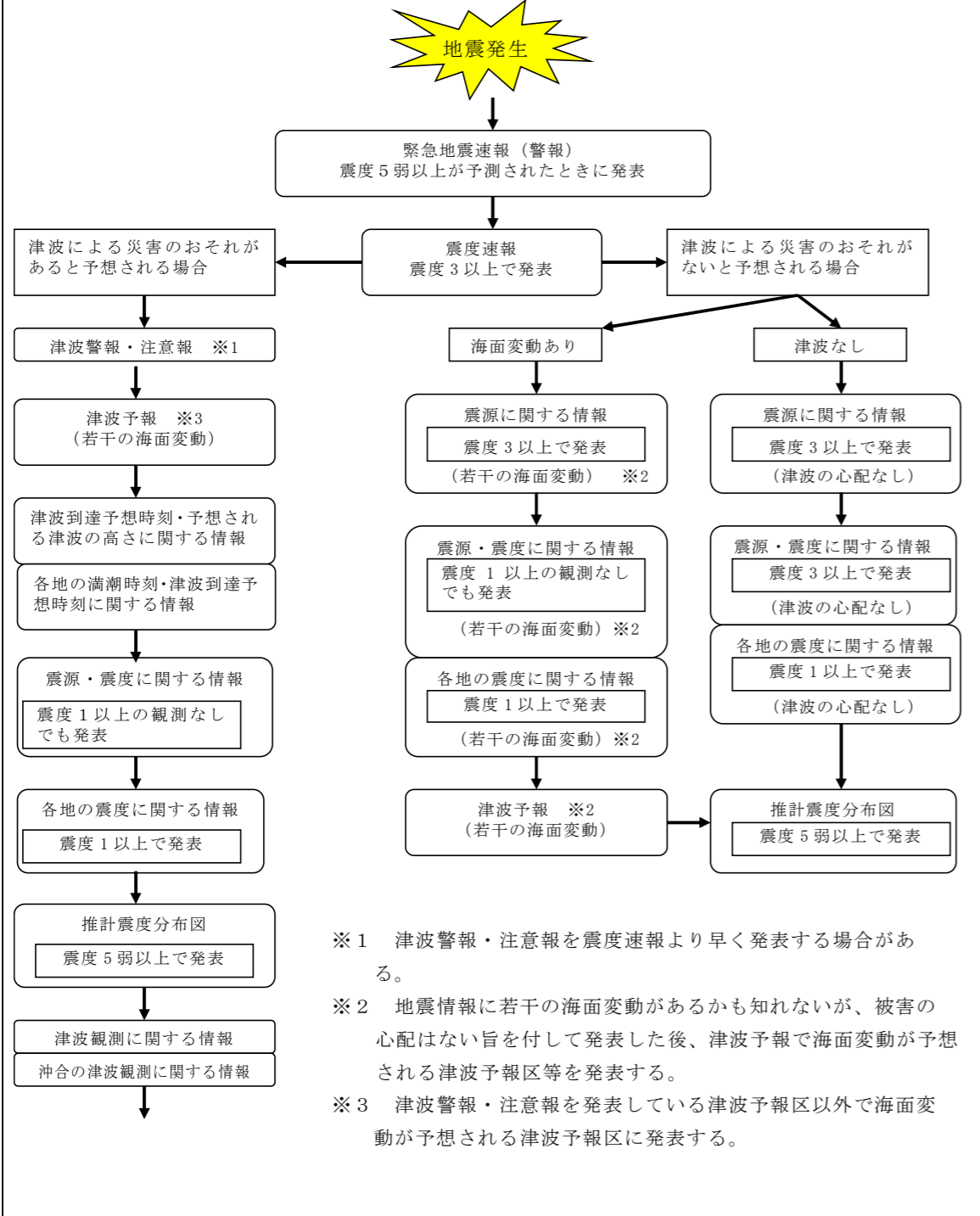
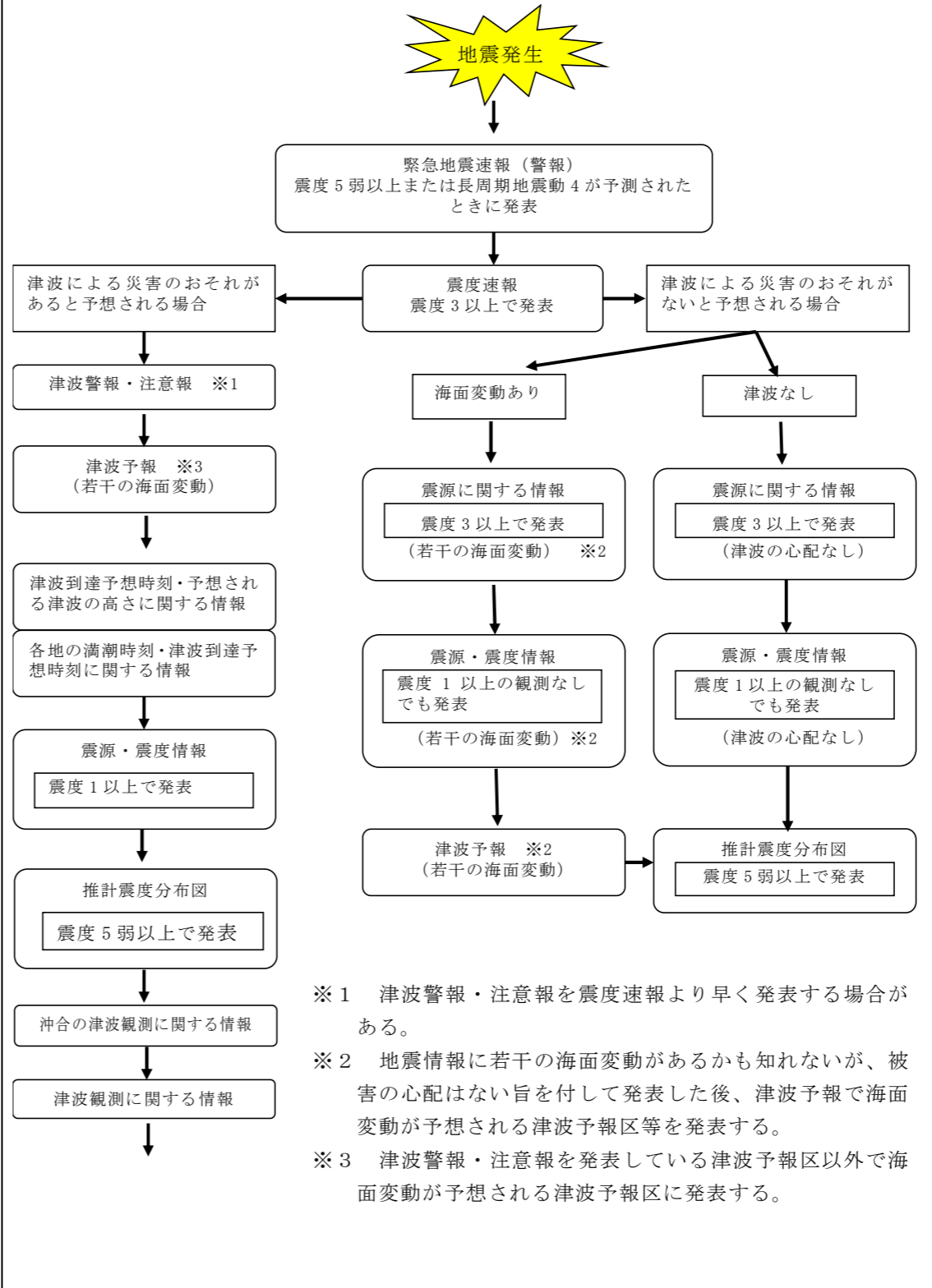
現行計画（修正前）	修正案	修正理由																																							
<p>&lt;第3章第1節&gt;災害対策本部の組織・運営・動員（P168,175）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 市災害対策本部の設置及び組織</p> <p>（1）災害対策本部の設置基準</p> <p>市長は、市域に災害が発生し又はおそれがある場合において必要と認めるときは、災害対策本部を設置し、或いは災害対策本部に現地本部を設置するものとする。なお、市長が災害対策本部を設置する基準は、概ね次のとおりとする。</p> <p>ア 災害が市域の大半に発生し、又は発生するおそれがある場合</p> <p>イ 災害が市域の数箇所に発生し、又は発生するおそれがある場合</p> <p>ウ 災害救助法による救助を適用する災害が発生し、特にその対策を要する場合</p> <p>エ 震度5弱以上の地震を観測した場合</p> <p>オ 山形県に津波警報が発表された場合</p> <p>カ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市長が市行政上特に応急対策等の措置を必要と認めた場合</p> <p>（2）～（12） （略）</p> <p>3～6 （略）</p> <p>7 活動体制の区分及び設置基準</p> <p>市長は、災害の規模或いは被害の状況により、表1による体制で災害応急対策を講ずる。設置基準については、山形地方気象台の発表する「庄内地方又は庄内南部」における地震については、山形県震度情報ネットワークに基づく、本所、藤島庁舎、羽黒庁舎、楡引庁舎、朝日庁舎、温海庁舎のいずれかの震度の内、最大震度を基準値とする。</p> <p>表1</p> <table border="1" data-bbox="225 1266 1276 1680"> <thead> <tr> <th>体制区分</th> <th>設置基準</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一次警戒体制</td> <td>1 震度3の地震が観測されたとき</td> <td></td> </tr> <tr> <td>二次警戒体制</td> <td>1 震度4の地震が観測されたとき 2 津波注意報が発表されたとき</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害対策本部</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第一次非常配備</td> <td>1 震度5弱以上の地震が観測されたとき 2 津波警報が発表されたとき</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第二次非常配備</td> <td>1 震度6弱以上の地震が観測されたとき 2 大津波警報が発表されたとき</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	体制区分	設置基準	備考	一次警戒体制	1 震度3の地震が観測されたとき		二次警戒体制	1 震度4の地震が観測されたとき 2 津波注意報が発表されたとき		災害対策本部			第一次非常配備	1 震度5弱以上の地震が観測されたとき 2 津波警報が発表されたとき		第二次非常配備	1 震度6弱以上の地震が観測されたとき 2 大津波警報が発表されたとき		<p>1 （略）</p> <p>2 市災害対策本部の設置及び組織</p> <p>（1）災害対策本部の設置基準</p> <p>市長は、市域に災害が発生し又はおそれがある場合において必要と認めるときは、災害対策本部を設置し、或いは災害対策本部に現地本部を設置するものとする。なお、市長が災害対策本部を設置する基準は、概ね次のとおりとする。</p> <p>ア 災害が市域の大半に発生し、又は発生するおそれがある場合</p> <p>イ 災害が市域の数箇所に発生し、又は発生するおそれがある場合</p> <p>ウ 災害救助法による救助を適用する災害が発生し、特にその対策を要する場合</p> <p>エ 震度5弱以上の地震を観測した場合</p> <p>オ 山形県に津波警報<b>注意報以上</b>が発表された場合</p> <p>カ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市長が市行政上特に応急対策等の措置を必要と認めた場合</p> <p>（2）～（12） （略）</p> <p>3～6 （略）</p> <p>7 活動体制の区分及び設置基準</p> <p>市長は、災害の規模或いは被害の状況により、表1による体制で災害応急対策を講ずる。設置基準については、山形地方気象台の発表する「庄内地方又は庄内南部」における地震については、山形県震度情報ネットワークに基づく、本所、藤島庁舎、羽黒庁舎、楡引庁舎、朝日庁舎、温海庁舎のいずれかの震度の内、最大震度を基準値とする。</p> <p>表1</p> <table border="1" data-bbox="1302 1266 2329 1724"> <thead> <tr> <th>体制区分</th> <th>設置基準</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一次警戒体制</td> <td>1 震度3の地震が観測されたとき</td> <td></td> </tr> <tr> <td>二次警戒体制</td> <td>1 震度4の地震が観測されたとき <del>2 津波注意報が発表されたとき</del></td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害対策本部</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第一次非常配備</td> <td><b>1 津波注意報が発表されたとき</b></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第二次非常配備</td> <td>1 震度5弱以上の地震が観測されたとき 2 津波警報が発表されたとき</td> <td></td> </tr> <tr> <td><b>第三次非常配備</b></td> <td>1 震度6弱以上の地震が観測されたとき 2 大津波警報が発表されたとき</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	体制区分	設置基準	備考	一次警戒体制	1 震度3の地震が観測されたとき		二次警戒体制	1 震度4の地震が観測されたとき <del>2 津波注意報が発表されたとき</del>		災害対策本部			第一次非常配備	<b>1 津波注意報が発表されたとき</b>		第二次非常配備	1 震度5弱以上の地震が観測されたとき 2 津波警報が発表されたとき		<b>第三次非常配備</b>	1 震度6弱以上の地震が観測されたとき 2 大津波警報が発表されたとき		<p>津波注意報についても避難指示を発令することから、災害対策本部設置基準の一部を変更する</p> <p>津波注意報発令時の対応を強化するため修正</p>
体制区分	設置基準	備考																																							
一次警戒体制	1 震度3の地震が観測されたとき																																								
二次警戒体制	1 震度4の地震が観測されたとき 2 津波注意報が発表されたとき																																								
災害対策本部																																									
第一次非常配備	1 震度5弱以上の地震が観測されたとき 2 津波警報が発表されたとき																																								
第二次非常配備	1 震度6弱以上の地震が観測されたとき 2 大津波警報が発表されたとき																																								
体制区分	設置基準	備考																																							
一次警戒体制	1 震度3の地震が観測されたとき																																								
二次警戒体制	1 震度4の地震が観測されたとき <del>2 津波注意報が発表されたとき</del>																																								
災害対策本部																																									
第一次非常配備	<b>1 津波注意報が発表されたとき</b>																																								
第二次非常配備	1 震度5弱以上の地震が観測されたとき 2 津波警報が発表されたとき																																								
<b>第三次非常配備</b>	1 震度6弱以上の地震が観測されたとき 2 大津波警報が発表されたとき																																								

現行計画（修正前）				修正案				修正理由
<p>&lt;第3章第1節&gt;災害対策本部の組織・運営・動員（P176）</p> <p>8 職員の動員基準</p> <p>市域において、表1に定める体制が必要とされる災害が発生し又は発生するおそれがある場合、本所、藤島庁舎、羽黒庁舎、櫛引庁舎、朝日庁舎及び温海庁舎は、表2の「災害時における職員の動員配備体制」に基づき、その配置体制ごとに職員を迅速に招集し、災害対策業務に従事させる。</p> <p>表2 「災害における職員の動員配備体制」</p>				<p>8 職員の動員基準</p> <p>市域において、表1に定める体制が必要とされる災害が発生し又は発生するおそれがある場合、本所、藤島庁舎、羽黒庁舎、櫛引庁舎、朝日庁舎及び温海庁舎は、表2の「災害時における職員の動員配備体制」に基づき、その配置体制ごとに職員を迅速に招集し、災害対策業務に従事させる。</p> <p>表2 「災害における職員の動員配備体制」</p>				
災害対策組織設置基準		職員配備基準		災害対策組織設置基準		職員配備基準		
		本所	庁舎			本所	庁舎	
一次警戒体制	1 震度3の地震が観測されたとき	危機管理監が指定した職員	総務企画課長が指定した職員	一次警戒体制	1 震度3の地震が観測されたとき	危機管理監が指定した職員	総務企画課長が指定した職員	
二次警戒体制	1 震度4の地震が観測されたとき 2 津波注意報が発表されたとき	防災安全課（兼務職員を含む。）、農山漁村振興課、土木課、関係各課	地域本部長が指定した職員	二次警戒体制	1 震度4の地震が観測されたとき <del>2 津波注意報が発表されたとき</del>	防災安全課（兼務職員を含む。）、農山漁村振興課、土木課、関係各課	地域本部長が指定した職員	
災害対策本部	第一次非常配備	1 震度5弱以上の地震が観測されたとき 2 津波警報が発表されたとき	本部長、副本部長、本部員、班長及び班長が指定した職員（所属する班の概ね1/2）、地区指定職員	第一次非常配備	1 津波注意報が発表されたとき	本部長、副本部長、本部員、班長及び班長が指定した職員、コミュニティ推進課、地区指定職員	地域本部長、地域副本部長、地域災害対策本部員、班長、総務企画課担当職員、地区指定職員	
	第二次非常配備	1 震度6弱以上の地震が観測されたとき 2 大津波警報が発表されたとき	全職員	第二次非常配備	1 震度5弱以上の地震が観測されたとき 2 津波警報が発表されたとき	本部長、副本部長、本部員、班長及び班長が指定した職員（所属する班の概ね1/2）、地区指定職員	地域本部長、地域副本部長、地域本部員、班長、地域本部長が指定した職員（所属する班の概ね1/2）、地区指定職員	
				第三次非常配備	1 震度6弱以上の地震が観測されたとき 2 大津波警報が発表されたとき	全職員	全職員	

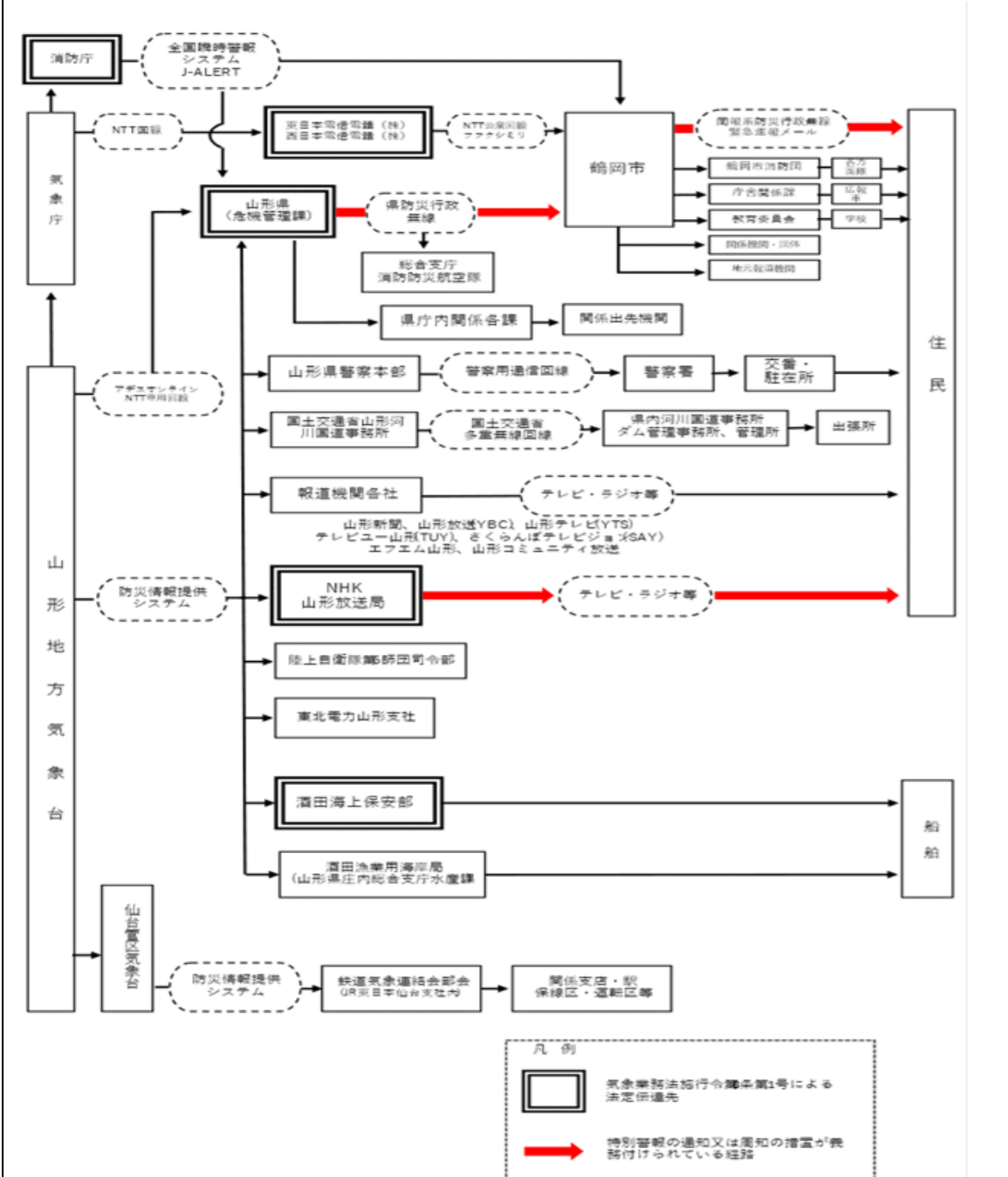
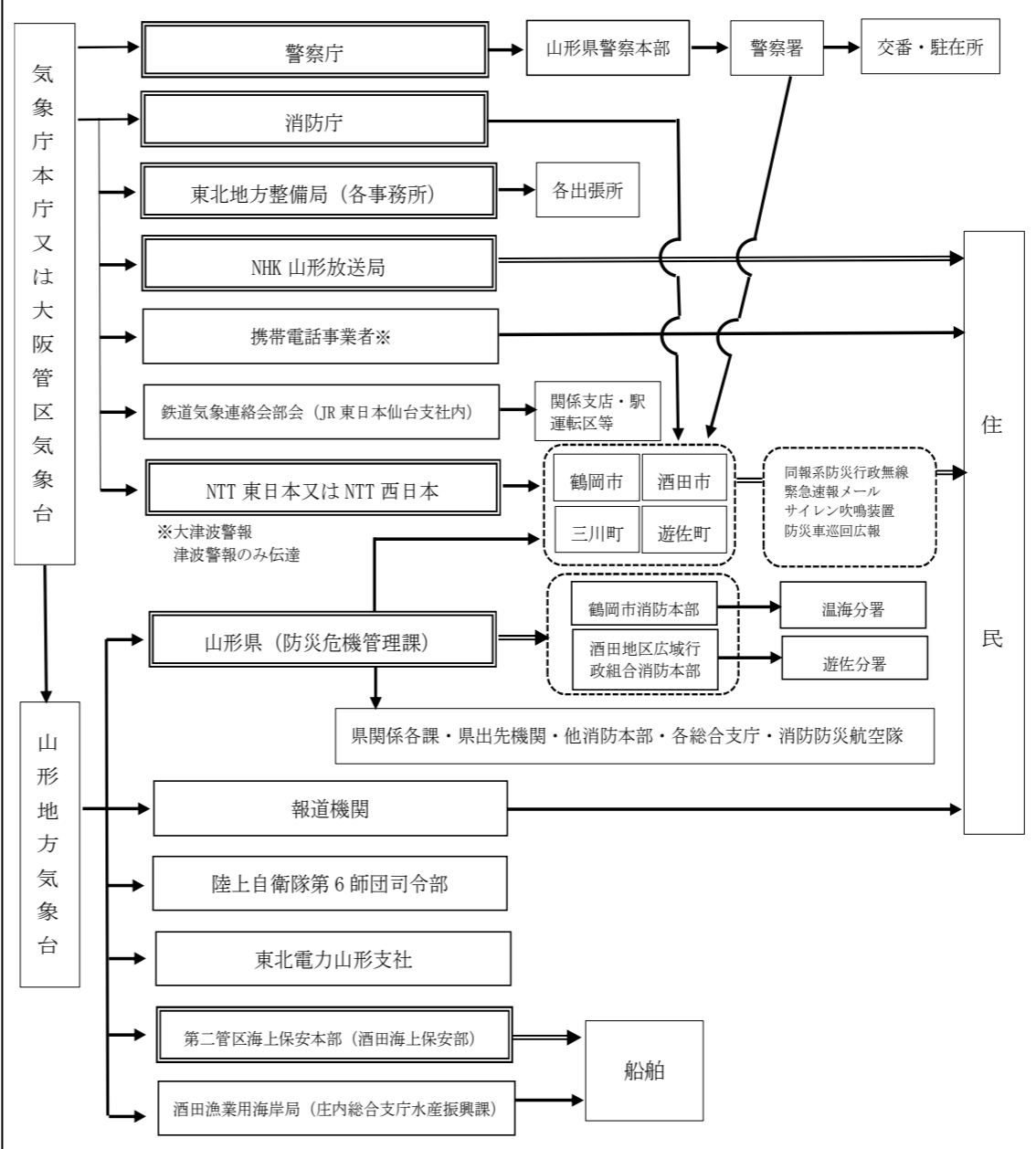
現行計画（修正前）	修正案	修正理由
<p>&lt;第3章第4節&gt;災害情報の収集・伝達（P208~210）</p> <p>別表1（表中の文言修正）</p> <p>社会的影響度が高い船舶火災 救助・救急 災害即報 被害の有無を問わず、市の区域内で震度5強以上を記録したもの</p>	<p>別表1（表中の文言修正）</p> <p>船舶火災であって社会的影響度が高いもの 救助・救急 災害即報 被害の有無を問わず、市の区域内で震度5強以上を記録したもの （被害の有無を問わない）</p>	<p>火災・災害等即報要領の準じた変更</p>
<p>&lt;第3章第5節&gt;地震・津波情報等の伝達（P216）</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 業務の内容</p> <p>（1）① （略）</p> <p>②緊急地震速報</p> <p>気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表し、これを報道機関等の協力によりテレビ等で住民等に周知する。また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。</p> <p>なお、緊急地震速報（警報）のうち予測震度が6弱以上のものを特別警報に位置づけている。</p>	<p>1～3 （略）</p> <p>4 業務の内容</p> <p>（1）① （略）</p> <p>②緊急地震速報</p> <p>気象庁は、最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表し、これを報道機関等の協力によりテレビ等で住民等に周知する。また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上もしくは長周期地震動階級1以上と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。</p> <p>なお、緊急地震速報（警報）のうち予測震度が6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置づけている。</p>	<p>山形県地域防災計画の修正表現の適正化</p>

現行計画（修正前）				修正案				修正理由	
「津波警報・注意報」の種類				「津波警報・注意報」の種類				表現の適正化	
津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動	津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合 の発表				数値での発表 (津波の高さの予想の区分)		巨大地震の場合 の発表
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m 超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m 超 (10m<予想高さ)		巨大
		10m (5m<予想高さ≤10m)					10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)					5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。	津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。
<p>大津波警報を特別警報に位置付けている</p> <p>津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。</p> <p>(途中、省略)</p>				<p>大津波警報を特別警報に位置付けている</p> <p>津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。</p> <p>(途中、省略)</p>					

現行計画（修正前）			修正案			修正理由
「地震情報の種類と内容」			「地震情報の種類と内容」			山形県地域防災計画の修正表現の適正化  各地の震度に関する情報を削除
種類	発表基準	内 容	種類	発表基準	内 容	
震度速報	・震度3以上	地震発生後約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報	震度速報	・震度3以上	地震発生後約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報	
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表	震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表	
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表	震源・震度情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表	
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表	その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表	
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響についても記述して発表 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半～2時間程度で発表	
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響についても記述して発表	推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表 ※令和5年2月から250m四方ごとの推計に高度化	
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表 ※令和5年2月から250m四方ごとの推計に高度化	長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）	
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約10分後に気象庁ホームページ上に掲載） ※令和5年2月から、約10分後に発表				

現行計画（修正前）	修正案	修正理由
<p data-bbox="210 300 804 380">&lt;第3章第5節&gt;地震・津波情報等の伝達（P221） （別図1）</p>  <p data-bbox="566 1528 1270 1770">         ※1 津波警報・注意報を震度速報より早く発表する場合がある。          ※2 地震情報に若干の海面変動があるかも知れないが、被害の心配はない旨を付して発表した後、津波予報で海面変動が予想される津波予報区等を発表する。          ※3 津波警報・注意報を発表している津波予報区以外で海面変動が予想される津波予報区に発表する。       </p>	 <p data-bbox="1635 1497 2326 1749">         ※1 津波警報・注意報を震度速報より早く発表する場合がある。          ※2 地震情報に若干の海面変動があるかも知れないが、被害の心配はない旨を付して発表した後、津波予報で海面変動が予想される津波予報区等を発表する。          ※3 津波警報・注意報を発表している津波予報区以外で海面変動が予想される津波予報区に発表する。       </p>	<p data-bbox="2347 331 2680 411">山形県地域防災計画の修正表現の適正化</p>



現行計画（修正前）	修正案	修正理由
<p data-bbox="210 300 801 331">&lt;第3章第5節&gt;地震・津波情報等の伝達（P222）</p> <p data-bbox="210 359 338 390">（別図2）</p>  <p data-bbox="742 1522 1142 1680"> <b>凡例</b>  <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 10px; height: 10px; vertical-align: middle;"></span> 気象業務法施行令第8条第1号及び第3号の規定に基づく法定伝達先  <span style="color: red; font-weight: bold;">→</span> 特別警報の通知又は周知の措置が義務付けられている経路         </p>	 <p data-bbox="1380 1480 2300 1701">           （注）二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号の規定に基づく法定伝達先。            （注）二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。            ※ 緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発令されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。         </p>	<p data-bbox="2347 556 2721 682">山形県地域防災計画の修正（山形県警察災害警備実施計画との整合）</p> <p data-bbox="2347 735 2721 808">交番・駐在所から住民への伝達削除</p>

現行計画（修正前）					修正案					修正理由
<第3章第9節>住民等避難対策（P237、239） 4 避難情報の発令 （1）避難指示等の実施者					4 避難情報の発令 （1）避難指示等の実施者					勧告を指示に修正  災害対策基本法の改定により災害が発生した時だけでなく、災害が切迫している場合にも発令できるようになったため修正  「避難情報に関するガイドライン」に倣い、居住者が取るべき行動を「命の危険 直ちに安全確保！」に変更
区分	警戒レベル	実施責任者	措置	実施の基準 勧告等を実施した場合の通知等	区分	警戒レベル	実施責任者	措置	実施の基準 指示等を実施した場合の通知等	
避難指示	4	知事	・立退きの勧告 ・立退き先の指示	・市長がその全部又は大部分の事務を行うことができないと認める場合 ⇒避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示	避難指示	4	知事	・立退きの <b>指示</b> ・立退き先の指示	・市長がその全部又は大部分の事務を行うことができないと認める場合 ⇒避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示	
緊急安全確保	5	市長	・命を守るための最善の行動をとるよう呼びかけ	・既に災害が発生している状況であり、市町村が災害の発生を把握した場合 ※市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に必ずしも発令されるものではないことに留意	緊急安全確保	5	市長	・命を守るための最善の行動をとるよう呼びかけ	・災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、避難のための立退きにより、かえって人の生命や身体に危険が及ぶおそれがあり、緊急を要すると認めるとき ※市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に必ずしも発令されるものではないことに留意	
ウ 避難情報と居住者等がとるべき行動					エ 避難情報と居住者等がとるべき行動					
	居住者等がとるべき行動					居住者等がとるべき行動				
【警戒レベル5】 緊急安全確保	災害発生又は切迫 ・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 ・市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に必ず発令されるものではないことに留意する。 ・ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また、本行動をとったとしても、身の安全を確保できるとは限らない。				【警戒レベル5】 緊急安全確保	<b>命の危険 直ちに安全確保！</b> <b>・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。</b> ・市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に必ず発令されるものではないことに留意する。 ・ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また、本行動をとったとしても、身の安全を確保できるとは限らない。				
※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等 ※2 屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動 注 突発的な災害の場合、市長からの避難指示等が間に合わないこともあるため、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇					※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等 ※2 屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動 注 突発的な災害の場合、市長からの避難指示等が間に合わないこともあるため、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇					

現行計画（修正前）		修正案		修正理由																												
<p>なく自発的に避難する。</p> <p>(2) 避難情報の発令</p> <p>避難情報の発令は、次の事項を明示して行う。</p> <p>〈明示事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難対象地域 ・避難先 ・避難経路 ・避難理由 ・避難時の注意事項</li> </ul> <p>避難情報を発令した場合、広報車による伝達のほか、放送機関、警察、町内会、自主防災組織等の協力を得て直ちに対象地域の住民に伝達し、避難の周知徹底を図る。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地 域</th> <th>広報手段</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鶴 岡</td> <td>同報系防災行政無線、広報車、町内会長等への電話等</td> </tr> <tr> <td>藤 島</td> <td>同報系防災行政無線、広報車、町内会長等への電話等</td> </tr> <tr> <td>羽 黒</td> <td>同報系防災行政無線、広報車、町内会長等への電話等</td> </tr> <tr> <td>櫛 引</td> <td>ケーブルテレビ、広報車、町内会長等への電話等</td> </tr> <tr> <td>朝 日</td> <td>ケーブルテレビ、広報車、町内会長等への電話等</td> </tr> <tr> <td>温 海</td> <td>同報系防災行政無線、有線放送、広報車、町内会長等への電話等</td> </tr> </tbody> </table>		地 域	広報手段	鶴 岡	同報系防災行政無線、広報車、町内会長等への電話等	藤 島	同報系防災行政無線、広報車、町内会長等への電話等	羽 黒	同報系防災行政無線、広報車、町内会長等への電話等	櫛 引	ケーブルテレビ、広報車、町内会長等への電話等	朝 日	ケーブルテレビ、広報車、町内会長等への電話等	温 海	同報系防災行政無線、有線放送、広報車、町内会長等への電話等	<p>なく自発的に避難する。</p> <p>(2) 避難情報の発令</p> <p>避難情報の発令は、次の事項を明示して行う。</p> <p>〈明示事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難対象地域 ・避難先 ・避難経路 ・避難理由 ・避難時の注意事項</li> </ul> <p>避難情報を発令した場合、広報車による伝達のほか、放送機関、警察、町内会、自主防災組織等の協力を得て直ちに対象地域の住民に伝達し、避難の周知徹底を図る。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地 域</th> <th>広報手段</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鶴 岡</td> <td>同報系防災行政無線、<b>各種 SNS</b>、広報車、町内会長等への電話等</td> </tr> <tr> <td>藤 島</td> <td>同報系防災行政無線、<b>各種 SNS</b>、広報車、町内会長等への電話等</td> </tr> <tr> <td>羽 黒</td> <td>同報系防災行政無線、<b>各種 SNS</b>、広報車、町内会長等への電話等</td> </tr> <tr> <td>櫛 引</td> <td>ケーブルテレビ、<b>各種 SNS</b>、広報車、町内会長等への電話等</td> </tr> <tr> <td>朝 日</td> <td>ケーブルテレビ、<b>各種 SNS</b>、広報車、町内会長等への電話等</td> </tr> <tr> <td>温 海</td> <td>同報系防災行政無線、<b>各種 SNS</b>、有線放送、広報車、町内会長等への電話等</td> </tr> </tbody> </table>		地 域	広報手段	鶴 岡	同報系防災行政無線、 <b>各種 SNS</b> 、広報車、町内会長等への電話等	藤 島	同報系防災行政無線、 <b>各種 SNS</b> 、広報車、町内会長等への電話等	羽 黒	同報系防災行政無線、 <b>各種 SNS</b> 、広報車、町内会長等への電話等	櫛 引	ケーブルテレビ、 <b>各種 SNS</b> 、広報車、町内会長等への電話等	朝 日	ケーブルテレビ、 <b>各種 SNS</b> 、広報車、町内会長等への電話等	温 海	同報系防災行政無線、 <b>各種 SNS</b> 、有線放送、広報車、町内会長等への電話等	各種 SNS での発信が可能であることから追記
地 域	広報手段																															
鶴 岡	同報系防災行政無線、広報車、町内会長等への電話等																															
藤 島	同報系防災行政無線、広報車、町内会長等への電話等																															
羽 黒	同報系防災行政無線、広報車、町内会長等への電話等																															
櫛 引	ケーブルテレビ、広報車、町内会長等への電話等																															
朝 日	ケーブルテレビ、広報車、町内会長等への電話等																															
温 海	同報系防災行政無線、有線放送、広報車、町内会長等への電話等																															
地 域	広報手段																															
鶴 岡	同報系防災行政無線、 <b>各種 SNS</b> 、広報車、町内会長等への電話等																															
藤 島	同報系防災行政無線、 <b>各種 SNS</b> 、広報車、町内会長等への電話等																															
羽 黒	同報系防災行政無線、 <b>各種 SNS</b> 、広報車、町内会長等への電話等																															
櫛 引	ケーブルテレビ、 <b>各種 SNS</b> 、広報車、町内会長等への電話等																															
朝 日	ケーブルテレビ、 <b>各種 SNS</b> 、広報車、町内会長等への電話等																															
温 海	同報系防災行政無線、 <b>各種 SNS</b> 、有線放送、広報車、町内会長等への電話等																															
<p>&lt;第3章第10節&gt;津波避難対策（P243~248）</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 津波警報・注意報等の伝達</p> <p>(1) 津波警報等</p> <p>① （略）</p> <p>②緊急地震速報</p> <p>気象庁は、地震動により重大な災害が起こるおそれがある場合、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表し、これを報道機関等の協力によりテレビ等で住民等に周知する。</p> <p>注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。なお、あくまで予測であることから、震源付近では、強い揺れの到達に間に合わない場合もある。</p>		<p>1～3 （略）</p> <p>4 津波警報・注意報等の伝達</p> <p>(1) 津波警報等</p> <p>① （略）</p> <p>②緊急地震速報</p> <p>気象庁は、<b>最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）</b>に対し、緊急地震速報（警報）を発表し、これを報道機関等の協力によりテレビ等で住民等に周知する。</p> <p><b>また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上もしくは長周期地震動階級1以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。</b></p> <p><b>なお、緊急地震速報（警報）のうち予測震度が6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置づけている。</b></p> <p>注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。なお、あくまで予測であることから、震源付近では、強い揺れの到達に間に合わない場合もある。</p>		表現の適正化 ※緊急地震速報の発表基準への長周期地震動階級の追加																												

現行計画（修正前）					修正案					修正理由
③大津波警報・津波警報・注意報の種類等					ア 津波警報・注意報の種類					大津波警報の冒頭に文言の追加
津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動	津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動	
		数値での発表	巨大地震の場合の発表				数値での発表	巨大地震の場合の発表		
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	
	10m (5m<予想高さ≤10m)	10m (5m<予想高さ≤10m)								
	5m (3m<予想高さ≤5m)	5m (3m<予想高さ≤5m)								
<p>大津波警報を特別警報に位置付けている。</p> <p>「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。</p> <p>津波警報等が発表された場合の留意事項 a~c (略)</p> <p>d 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。</p>					<p>大津波警報を特別警報に位置付けている。</p> <p>「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。</p> <p>津波警報等が発表された場合の留意事項 a~c (略)</p> <p><del>d 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。</del></p>					表下の説明と重複しているため削除

現行計画（修正前）			修正案			修正理由
エ 地震情報の種類と内容			エ 地震情報の種類と内容			
種類	発表基準	内容	種類	発表基準	内容	
震度速報	・震度 3 以上	地震発生後約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国約 188 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報	震度速報	・震度 3 以上	地震発生後約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国約 188 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報	
震源に関する情報	・震度 3 以上（津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」又は「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加	震源に関する情報	・震度 3 以上（津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」又は「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加	
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度 3 以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表	震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度 1 以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 1 以上を観測した地点と観測した震度を発表。 それに加えて、震度 3 以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表	
各地の震度に関する情報	・震度 1 以上	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表 地震が多数発生した場合には、震度 3 以上の地震についてのみ発表し、震度 2 以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表	各地の震度に関する情報	・震度 1 以上	<del>震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表</del> <del>震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表</del> 地震が多数発生した場合には、震度 3 以上の地震についてのみ発表し、震度 2 以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表	
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表	その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表	

現行計画（修正前）			修正案			修正理由
種類	発表基準	内容	種類	発表基準	内容	
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合には噴火発生から1時間半～2時間程度で発表 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半～2時間程度で発表	
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表 ※令和5年2月から250m四方ごとの推計に高度化	推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表 ※令和5年2月から250m四方ごとの推計に高度化	
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）	長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）	

現行計画（修正前）	修正案	修正理由
<p>津波警報・情報及び地震情報等の発表の流れ</p> <p>※1 津波警報・注意報を震度速報より早く発表する場合がある。</p> <p>※2 地震情報に若干の海面変動があるかも知れないが、被害の心配はない旨を付して発表した後、津波予報で海面変動が予想される津波予報区等を発表する。</p> <p>※3 津波警報・注意報を発表している津波予報区以外で海面変動が予想される津波予報区に発表する。</p>	<p>※1 津波警報・注意報を震度速報より早く発表する場合がある。</p> <p>※2 地震情報に若干の海面変動があるかも知れないが、被害の心配はない旨を付して発表した後、津波予報で海面変動が予想される津波予報区等を発表する。</p> <p>※3 津波警報・注意報を発表している津波予報区以外で海面変動が予想される津波予報区に発表する。</p>	

現行計画（修正前）	修正案	修正理由																										
<p>&lt;第3章第11節&gt;避難所運営（P254、257）</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 業務の内容</p> <p>（1）避難所の開設</p> <p>市は、地震が発生し住民に避難を指示した場合、又は避難場所に避難した住民が住家の倒壊等により収容が必要となった場合、あらかじめ指定されている避難所を開設する。</p> <p>（以下、略）</p> <p>①避難所開設担当者の任務</p> <p>各避難所施設の開設にあたっては、施設の管理者と連携して開設にあたる。</p> <p>②避難所を開設する暇がない場合の措置</p> <p>市民は、緊急に避難する必要のある場合は、市による開設を待つことなく、次により避難所に立ち入り、安全を確保するものとする。</p> <p>ア 避難施設の被災状況を観察し、安全を確認する。</p> <p>イ 鍵保管者による開錠、又は出入口、窓等の侵入可能な箇所から立ち入る。</p> <p>ウ 分散せずまとまって開設担当者の到着を待つ。</p> <p>エ 避難所内の危険な場所には近付かない。</p> <p>③～④ （略）</p> <p>（2） （略）</p> <p>（3）管理・運営体制</p> <p>①（略）</p> <p>②運営体制</p> <p>避難者の自主運営を基本とし、秩序ある避難生活を維持するよう運営する。</p>	<p>1～3 （略）</p> <p>4 業務の内容</p> <p>（1）避難所の開設</p> <p>市は、地震が発生し住民に避難を指示した場合、又は避難場所に避難した住民が住家の倒壊等により収容が必要となった場合、あらかじめ指定されている避難所を開設する。</p> <p>（以下、略）</p> <p>①避難所開設担当者の任務</p> <p>各避難所施設の開設にあたっては、施設の管理者と連携して開設にあたる。</p> <p>②避難所を開設する暇がない場合の措置</p> <p>市民は、緊急に避難する必要のある場合は、市による開設を待つことなく、次により避難所に立ち入り、安全を確保するものとする。</p> <p>ア 避難施設の被災状況を観察し、安全を確認する。</p> <p>イ 鍵保管者による開錠、又は出入口、窓等の侵入可能な箇所から立ち入る。</p> <p>ウ 分散せずまとまって開設担当者の到着を待つ。</p> <p>エ 避難所内で災害により破損等が確認された危険な場所には近付かない。</p> <p>③～④ （略）</p> <p>（2） （略）</p> <p>（3）管理・運営体制</p> <p>①（略）</p> <p>②運営体制</p> <p>避難者の自主運営を基本とし、秩序ある避難生活を維持するよう運営する。</p>	<p>災害で危険な状況となった場所へ近づかないことを明確に記載</p>																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要配慮者への対応</td> <td>高齢者、障害者、疾病者、乳幼児、妊産婦などを優先した運営</td> </tr> <tr> <td>避難者の健康管理</td> <td>保健師等の巡回、健康相談及び医療救護活動と連携した健康管理</td> </tr> <tr> <td>避難所の衛生管理</td> <td>防疫活動による伝染病の発生防止等衛生管理</td> </tr> <tr> <td>プライバシーの保護</td> <td>被災者のプライバシーを尊重した運営管理</td> </tr> <tr> <td>冬期間の対応</td> <td>暖房器具、防寒衣等の提供</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	要配慮者への対応	高齢者、障害者、疾病者、乳幼児、妊産婦などを優先した運営	避難者の健康管理	保健師等の巡回、健康相談及び医療救護活動と連携した健康管理	避難所の衛生管理	防疫活動による伝染病の発生防止等衛生管理	プライバシーの保護	被災者のプライバシーを尊重した運営管理	冬期間の対応	暖房器具、防寒衣等の提供	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要配慮者への対応</td> <td>高齢者、障害者、疾病者、乳幼児、<b>妊産婦</b>などを優先した運営</td> </tr> <tr> <td>避難者の健康管理</td> <td>保健師等の巡回、健康相談及び医療救護活動と連携した健康管理</td> </tr> <tr> <td>避難所の衛生管理</td> <td>防疫活動による伝染病の発生防止等衛生管理</td> </tr> <tr> <td>プライバシーの保護</td> <td>被災者のプライバシーを尊重した運営管理</td> </tr> <tr> <td><b>夏期間の対応</b></td> <td><b>冷房器具、熱中症対策等の周知</b></td> </tr> <tr> <td>冬期間の対応</td> <td>暖房器具、防寒衣等の提供</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	要配慮者への対応	高齢者、障害者、疾病者、乳幼児、 <b>妊産婦</b> などを優先した運営	避難者の健康管理	保健師等の巡回、健康相談及び医療救護活動と連携した健康管理	避難所の衛生管理	防疫活動による伝染病の発生防止等衛生管理	プライバシーの保護	被災者のプライバシーを尊重した運営管理	<b>夏期間の対応</b>	<b>冷房器具、熱中症対策等の周知</b>	冬期間の対応	暖房器具、防寒衣等の提供	<p>妊産婦は妊娠経過に伴い医療受診等が必要であるため、要配慮者の項目へ追加</p> <p>猛暑により、環境整備が必要であるため追加</p>
項目	内容																											
要配慮者への対応	高齢者、障害者、疾病者、乳幼児、妊産婦などを優先した運営																											
避難者の健康管理	保健師等の巡回、健康相談及び医療救護活動と連携した健康管理																											
避難所の衛生管理	防疫活動による伝染病の発生防止等衛生管理																											
プライバシーの保護	被災者のプライバシーを尊重した運営管理																											
冬期間の対応	暖房器具、防寒衣等の提供																											
項目	内容																											
要配慮者への対応	高齢者、障害者、疾病者、乳幼児、 <b>妊産婦</b> などを優先した運営																											
避難者の健康管理	保健師等の巡回、健康相談及び医療救護活動と連携した健康管理																											
避難所の衛生管理	防疫活動による伝染病の発生防止等衛生管理																											
プライバシーの保護	被災者のプライバシーを尊重した運営管理																											
<b>夏期間の対応</b>	<b>冷房器具、熱中症対策等の周知</b>																											
冬期間の対応	暖房器具、防寒衣等の提供																											



現行計画（修正前）	修正案	修正理由
<p>③情報の提供、聴取対策 避難者への情報の提供及び聴取は、次のとおり実施する。</p> <p>ア 掲示板の設置、広報紙の配布等 イ ラジオ・テレビ放送 ウ 防災行政用無線による一斉放送 エ 相談窓口等の設置</p> <p>④避難所運営に係る留意点</p> <p>ア 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努め、同行避難があった場合の対応について具体的な検討を進めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、平時から連携に努めるものとする。また、発災時には、同行避難の状況について把握に努める。</p> <p>イ 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努め、適切に受け入れることとする。</p> <p>ウ、エ （略）</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 要配慮者への配慮</p> <p>① (略)</p> <p>②福祉避難所の開設</p> <p>ア 市は、施設への緊急入所を要しない程度の要介護高齢者、障害者等のために福祉避難所を開設し、一般の避難所からの誘導を図る。</p> <p>イ (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 避難が長期化する場合の措置</p> <p>市は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すとともに、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等により、避難所の早期解消に努める。</p>	<p>③情報の提供、聴取対策 避難者への情報の提供及び聴取は、次のとおり実施する。</p> <p>ア 掲示板の設置、広報紙の配布等 イ ラジオ・テレビ放送 ウ 防災行政用無線による一斉放送 エ 相談窓口等の設置 <b>オ SNSの活用</b></p> <p>④避難所運営に係る留意点</p> <p>ア 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努め、同行避難があった場合の対応について具体的な検討を進めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、平時から連携に努めるものとする。また、発災時には、同行避難の状況について把握に努める。</p> <p>イ 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとし、<b>地域の実情や避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策を定める。</b></p> <p>ウ、エ （略）</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 要配慮者への配慮</p> <p>① (略)</p> <p>②福祉避難所の開設</p> <p>ア 市は、<b>要介護高齢者、障害者等のために協定締結している福祉避難所へ開設調整し、一般の避難所からの誘導を図る。</b></p> <p>イ (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 避難が長期化する場合の措置</p> <p>市は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等へ<b>避難者受入れの協力を要請し</b>、移動を避難者に促すとともに、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等により、避難所の早期解消に努める。</p>	<p>市の SNS により情報発信が可能であることから追加</p> <p>文言の修正</p> <p>鶴岡市 災害時における福祉避難所開設調整に基づき修正</p> <p>協定に基づく要請を含め追記</p>

現行計画（修正前）	修正案	修正理由
<p>&lt;第3章第41節&gt;ライフライン応急対策（上水道）（P353）</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 各主体の役割</p> <p>（1）市の役割</p> <p>市は（公社）日本水道協会山形県支部と連携して市内全域の被災状況を的確に把握し、総合的な飲料水等の供給や水道施設による給水機能が速やかに回復するよう必要な措置を講ずる。また、状況により災害時応援協定締結事業者等と連絡を密にして緊急体制をとる。</p>	<p>1～2 （略）</p> <p>3 各主体の役割</p> <p>（1）市の役割</p> <p>市は、災害対策マニュアル等に基づき、給水区域内の水道施設の被害状況を的確に把握し、給水機能の確保に必要な措置を講ずる。また、状況により関係機関と連携し応急対策計画の策定、応急給水・復旧体制の構築を図る。</p>	<p>マニュアル等に基づく体制構築について修正</p>
<p>&lt;第3章第42節&gt;ライフライン応急対策（下水道）（P357,360）</p> <div data-bbox="231 955 1255 1270" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【本所】給水・下水道班</p> <p>【関係機関】県災害対策本部（ライフライン対策班）、（公財）山形県建設技術センター、（地方共同法人）日本下水道事業団、（一社）地域環境資源センター、（公社）日本下水道管路管理業協会、山形県下水道協会、東北電力ネットワーク（株）鶴岡電力センター、（一財）東北電気保安協会、建設業者等、市民、企業（事業所）等、学校、管路包括委託受注業者</p> <p>【下水道等】下水道、農業集落排水等</p> </div> <p>1～3 （略）</p> <p>4（1）～（4）（略）</p> <p>（5）広域応援要請</p> <p>地震による被害の規模が大きく、市内の下水道管理者のみでは対応ができない場合は、「北海道・東北ブロック下水道災害時支援連絡会議」における申し合わせに基づき、広域応援を要請する。</p>	<div data-bbox="1320 976 2326 1249" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【本所】給水・下水道班</p> <p>【関係機関】県災害対策本部（ライフライン対策班）、<b>県（県土整備部）</b>、（公財）山形県建設技術センター、（地方共同法人）日本下水道事業団、（一社）地域環境資源センター、（公社）日本下水道管路管理業協会、山形県下水道協会、東北電力ネットワーク（株）鶴岡電力センター、（一財）東北電気保安協会、建設業者等、市民、企業（事業所）等、学校、<b>包括委託受注業者</b></p> </div> <p>1～3 （略）</p> <p>4（1）～（4）（略）</p> <p>（5）広域応援要請</p> <p>地震による被害の規模が大きく、市内の下水道管理者のみでは対応ができない場合は、「<b>北海道・東北ブロック下水道災害時支援に関するルール</b>」における申し合わせに基づき、広域応援を要請する。</p>	<p>関係機関の追加名称の修正</p> <p>【下水道等】を削除</p>

現行計画（修正前）	修正案	修正理由																
<p>&lt;第3章第43節&gt;危険物等施設の応急対策（P363）</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4（1）</p> <p>①ア～オ （略）</p> <p>カ 報告</p> <p>県は、事故発生情報及び被害情報等を適時総務省消防庁に報告するとともに、次の区分により取扱規制担当省庁に報告する。</p> <table border="1" data-bbox="293 638 926 827"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>取扱規制担当省庁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火薬類・高圧ガス</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td>放射線使用施設</td> <td>文部科学省</td> </tr> <tr> <td>毒劇物施設</td> <td>厚生労働省</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	取扱規制担当省庁	火薬類・高圧ガス	経済産業省	放射線使用施設	文部科学省	毒劇物施設	厚生労働省	<p>1～3 （略）</p> <p>4</p> <p>①ア～オ （略）</p> <p>カ 報告</p> <p>県は、事故発生情報及び被害情報等を適時総務省消防庁に報告するとともに、次の区分により取扱規制担当省庁に報告する。</p> <table border="1" data-bbox="1371 638 2003 827"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>取扱規制担当省庁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火薬類・高圧ガス</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td>放射線使用施設</td> <td>原子力規制委員会</td> </tr> <tr> <td>毒劇物施設</td> <td>厚生労働省</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	取扱規制担当省庁	火薬類・高圧ガス	経済産業省	放射線使用施設	原子力規制委員会	毒劇物施設	厚生労働省	<p>組織改編による修正</p>
区 分	取扱規制担当省庁																	
火薬類・高圧ガス	経済産業省																	
放射線使用施設	文部科学省																	
毒劇物施設	厚生労働省																	
区 分	取扱規制担当省庁																	
火薬類・高圧ガス	経済産業省																	
放射線使用施設	原子力規制委員会																	
毒劇物施設	厚生労働省																	
<p>&lt;第3章45節&gt;廃棄物処理（P369,372）</p> <div data-bbox="284 953 1213 1150" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【本所】清掃班、土木班 【庁舎】市民福祉班、建設班</p> <p>【関係機関】県災害対策本部（ライフライン対策班）、警察本部、自衛隊、山形県環境整備事業協同組合、（一社）山形県産業廃棄物協会、（一社）山形県浄化槽工業協会、（一社）山形県解体工事業協会、町内会、集落、自治会</p> </div> <p>1、2、3 （略）</p> <p>4（1） （略）</p> <p>（2）① （略）</p> <p>②震災・津波に伴う生活ごみ処理</p> <p>ア 被害状況の把握</p> <p>災害対策本部の収集した被災情報等を参考に、以下の事項につき地区別の被害状況を調査・把握する。</p> <p>a ごみの収集運搬経路</p> <p>b 避難状況（避難所等の位置及び数、避難者の人数等）</p> <p>c ごみ処理施設の損傷状況</p> <p>イ ごみ処理施設の応急復旧</p> <p>あらかじめ備蓄した応急復旧資機材を活用して、可能な応急復旧を行うとともに、プラントメーカー等の協力を得ながら応急復旧体制の整備を図る。</p> <p>（以下、略）</p>	<div data-bbox="1302 953 2326 1150" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【本所】清掃班、土木班 【庁舎】市民福祉班、建設班</p> <p>【関係機関】県災害対策本部（ライフライン対策班）、警察本部、自衛隊、山形県環境整備事業協同組合、（一社）山形県産業資源循環協会、（一社）山形県浄化槽工業協会、（一社）山形県解体工事業協会、町内会、集落、自治会</p> </div> <p>1、2、3 （略）</p> <p>4（1） （略）</p> <p>（2）① （略）</p> <p>②震災・津波に伴う生活ごみ処理</p> <p>ア 被害状況の把握</p> <p>災害対策本部の収集した被災情報等を参考に、以下の事項につき地区別の被害状況を調査・把握する。</p> <p>a ごみの収集運搬経路</p> <p>b 避難状況（避難所等の位置及び数、避難者の人数等）</p> <p>c ごみ処理施設の損傷状況</p> <p>イ ごみ処理施設の応急復旧</p> <p>あらかじめ備蓄した応急復旧資機材を活用して、可能な応急復旧を行うとともに、<b>運営会社</b>の協力を得ながら応急復旧体制の整備を図る。</p> <p>（以下、略）</p>	<p>社名変更による修正</p> <p>施設運営を業者委託しているため修正</p>																

現行計画（修正前）	修正案	修正理由
<p>＜第3章第46節＞民間流通在庫活用等による物資等供給（P376）</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4（1） （略）</p> <p>（2）県の実施体制</p> <p>県は、市から要請があった場合又は必要と認めた場合は、次の措置を講ずる。</p> <p>ア 備蓄物資の放出、供給</p> <p>イ 食品関係機関からの確保・供給</p> <p>ウ 迅速な輸送、集積</p> <p>エ 県が行う応援要請</p> <p>    a 被災地以外の市町村に対しての指示又は調整</p> <p>    b 自衛隊への要請</p> <p>    c 他の都道府県に対しての要請</p> <p>    d 国（山形農政事務所）に対しての要請</p>	<p>1～3 （略）</p> <p>4（1） （略）</p> <p>（2）県の実施体制</p> <p>県は、市から要請があった場合又は必要と認めた場合は、次の措置を講ずる。</p> <p>ア 備蓄物資の放出、供給</p> <p>イ 食品関係機関からの確保・供給</p> <p>ウ 迅速な輸送、集積</p> <p>エ 県が行う応援要請</p> <p>    a 被災地以外の市町村に対しての指示又は調整</p> <p>    b 自衛隊への要請</p> <p>    c 他の都道府県に対しての要請</p> <p>    d 国（<b>農林水産省</b>）に対しての要請</p>	<p>組織改編による修正</p>
<p>＜第4章第1節＞被災者の生活再建支援（P422）</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3</p> <p>(1)被災者のための相談、支援</p> <p>①相談所の開設</p> <p>市及び県は、避難所及び市役所、支所等に、被災者のための相談所を速やかに開設する。</p> <p>②相談所の運営</p> <p>市及び県は、被災者からの幅広い相談に応じるため、必要に応じて他の防災関係機関と連携し、相談業務を実施する。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>1～2 （略）</p> <p>3</p> <p>(1)被災者のための相談、支援</p> <p><b>被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（被災者一人ひとりの状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）の実施等によりきめ細やかな支援を行う。</b></p> <p>①相談所の開設</p> <p>市及び県は、避難所及び市役所、支所等に、被災者のための相談所を速やかに開設する。</p> <p>②相談所の運営</p> <p>市及び県は、被災者からの幅広い相談に応じるため、必要に応じて他の防災関係機関と連携し、相談業務を実施する。</p>	<p>防災基本計画の修正</p>

現行計画（修正前）	修正案	修正理由
<p>&lt;第4章第2節&gt;融資・貸し付け等による経済的再建支援（P429）</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3（1）①② （略）</p> <p>③被災者生活再建支援金</p> <p>自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で、経済的理由等によって生活を再建することが困難な者に対し、生活再建支援金を支給することによって自立した生活の開始を支援する。市は、被災者生活再建支援資金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図る。</p>	<p>1～2 （略）</p> <p>3（1）①② （略）</p> <p>③被災者生活再建支援金</p> <p>自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で、経済的理由等によって生活を再建することが困難な者に対し、生活再建支援金を支給することによって自立した生活の開始を支援する。市は、被災者生活再建支援資金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図る。</p> <p>県及び市町村は、政府の支援制度の対象とならない災害において、生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、山形県・市町村被災者生活再建支援金を支給する。市は、山形県・市町村被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請受付及び支援金の支給業務の実施体制の整備等を図る。</p>	<p>山形県・市町村被災者生活再建支援金の追加</p>

現行計画（修正前）		修正案		修正理由																																																																																														
<p>&lt;第4章第2節&gt;融資・貸し付け等による経済的再建支援（P430）</p> <p>3（1）③</p> <p style="text-align: right;">（令和2年3月31日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>対象となる災害</th> <th>根拠法令等</th> <th>支給対象世帯</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">被災者生活再建支援金</td> <td>1 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した場合</td> <td>1 根拠法令 被災者生活再建支援法</td> <td>1 住宅が全壊した世帯</td> <td rowspan="5"> <p>支給額は、基礎支援金（住宅の被害に応じて支給する支援金）と加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給する支援金）の合計額となる。（但し、世帯人数が1人の場合は、該当欄の金額の4分の3の額となる。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害程度</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>解体</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>長期避難</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 加算支援金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>再建方法</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設・購入</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>賃貸（公営住宅以外）</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200万円（又は100万円）となる。</p> </td> </tr> <tr> <td>2 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市に係る自然災害</td> <td>2 実施主体 山形県 （被災者生活再建支援法人に支給金支給に関する事務を委任）</td> <td>2 住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯</td> </tr> <tr> <td>3 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県に係る自然災害</td> <td>3 経費負担 被災者生活再建支援法人 1/2 国 1/2</td> <td>3 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不可能な状態が長期間継続している世帯</td> </tr> <tr> <td>4 1、2の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊が発生した市町村に係る自然災害</td> <td></td> <td>4 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）</td> </tr> <tr> <td>5 5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市で1～3の区域に隣接するものに係る自然災害</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		種別	対象となる災害	根拠法令等	支給対象世帯	支給額	被災者生活再建支援金	1 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した場合	1 根拠法令 被災者生活再建支援法	1 住宅が全壊した世帯	<p>支給額は、基礎支援金（住宅の被害に応じて支給する支援金）と加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給する支援金）の合計額となる。（但し、世帯人数が1人の場合は、該当欄の金額の4分の3の額となる。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害程度</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>解体</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>長期避難</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 加算支援金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>再建方法</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設・購入</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>賃貸（公営住宅以外）</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200万円（又は100万円）となる。</p>	被害程度	支給額	全壊	100万円	解体	100万円	長期避難	100万円	大規模半壊	50万円	再建方法	支給額	建設・購入	200万円	補修	100万円	賃貸（公営住宅以外）	50万円	2 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市に係る自然災害	2 実施主体 山形県 （被災者生活再建支援法人に支給金支給に関する事務を委任）	2 住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯	3 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県に係る自然災害	3 経費負担 被災者生活再建支援法人 1/2 国 1/2	3 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不可能な状態が長期間継続している世帯	4 1、2の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊が発生した市町村に係る自然災害		4 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）	5 5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市で1～3の区域に隣接するものに係る自然災害			<p>3（1）③</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>対象となる自然災害</td> <td> <p>1 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村</p> <p>2 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村</p> <p>3 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県</p> <p>4 上記1又は2の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村</p> <p>5 上記1～3の区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村</p> <p>6 上記1若しくは2の市町村を含む都道府県又は上記3の都道府県が2以上ある場合に5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村及び2世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口5万人未満の市町村</p> </td> </tr> <tr> <td>根拠法令等</td> <td> <p>1 根拠法令 被災者生活再建支援法</p> <p>2 実施主体 山形県（被災者生活再建支援法人に支給金支給に関する事務を委託）</p> <p>3 経費負担 被災者生活再建支援法人 1/2 国 1/2</p> </td> </tr> <tr> <td>支給対象世帯</td> <td> <p>1 住宅が全壊した世帯</p> <p>2 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯</p> <p>3 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不可能な状態が長期間継続している世帯</p> <p>4 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）</p> <p>5 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）</p> </td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td> <p>支給額は、基礎支援金（住宅の被害に応じて支給する支援金）と加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給する支援金）の合計額となる。（ただし、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の4分の3の額となる。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>基礎支援金</th> <th colspan="2">加算支援金</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>（住宅の被害程度）</th> <th colspan="2">（住宅の再建方法）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①全壊</td> <td rowspan="3">100万円</td> <td>建設・購入</td> <td>200万円</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>②解体</td> <td>補修</td> <td>100万円</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>③長期避難</td> <td>賃貸（公営住宅を除く）</td> <td>50万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">④大規模半壊</td> <td rowspan="2">50万円</td> <td>建築・購入</td> <td>200万円</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">⑤中規模半壊</td> <td rowspan="3">-</td> <td>賃貸（公営住宅を除く）</td> <td>50万円</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>建築・購入</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>50万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>賃貸（公営住宅を除く）</td> <td>25万円</td> <td>25万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ①全壊～④大規模半壊の被害を受けた世帯が一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円となる。</p> </td> </tr> <tr> <td>窓口</td> <td>市町村</td> </tr> </tbody> </table>	対象となる自然災害	<p>1 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村</p> <p>2 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村</p> <p>3 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県</p> <p>4 上記1又は2の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村</p> <p>5 上記1～3の区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村</p> <p>6 上記1若しくは2の市町村を含む都道府県又は上記3の都道府県が2以上ある場合に5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村及び2世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口5万人未満の市町村</p>	根拠法令等	<p>1 根拠法令 被災者生活再建支援法</p> <p>2 実施主体 山形県（被災者生活再建支援法人に支給金支給に関する事務を委託）</p> <p>3 経費負担 被災者生活再建支援法人 1/2 国 1/2</p>	支給対象世帯	<p>1 住宅が全壊した世帯</p> <p>2 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯</p> <p>3 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不可能な状態が長期間継続している世帯</p> <p>4 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）</p> <p>5 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）</p>	支給額	<p>支給額は、基礎支援金（住宅の被害に応じて支給する支援金）と加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給する支援金）の合計額となる。（ただし、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の4分の3の額となる。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>基礎支援金</th> <th colspan="2">加算支援金</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>（住宅の被害程度）</th> <th colspan="2">（住宅の再建方法）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①全壊</td> <td rowspan="3">100万円</td> <td>建設・購入</td> <td>200万円</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>②解体</td> <td>補修</td> <td>100万円</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>③長期避難</td> <td>賃貸（公営住宅を除く）</td> <td>50万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">④大規模半壊</td> <td rowspan="2">50万円</td> <td>建築・購入</td> <td>200万円</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">⑤中規模半壊</td> <td rowspan="3">-</td> <td>賃貸（公営住宅を除く）</td> <td>50万円</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>建築・購入</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>50万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>賃貸（公営住宅を除く）</td> <td>25万円</td> <td>25万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ①全壊～④大規模半壊の被害を受けた世帯が一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円となる。</p>		基礎支援金	加算支援金		計	（住宅の被害程度）	（住宅の再建方法）		①全壊	100万円	建設・購入	200万円	300万円	②解体	補修	100万円	200万円	③長期避難	賃貸（公営住宅を除く）	50万円	150万円	④大規模半壊	50万円	建築・購入	200万円	250万円	補修	100万円	150万円	⑤中規模半壊	-	賃貸（公営住宅を除く）	50万円	100万円	建築・購入	100万円	100万円	補修	50万円	50万円			賃貸（公営住宅を除く）	25万円	25万円	窓口	市町村	<p>山形県地域防災計画の修正による表の修正</p> <p>中規模半壊世帯の追加</p>
種別	対象となる災害	根拠法令等	支給対象世帯	支給額																																																																																														
被災者生活再建支援金	1 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した場合	1 根拠法令 被災者生活再建支援法	1 住宅が全壊した世帯	<p>支給額は、基礎支援金（住宅の被害に応じて支給する支援金）と加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給する支援金）の合計額となる。（但し、世帯人数が1人の場合は、該当欄の金額の4分の3の額となる。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害程度</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>解体</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>長期避難</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 加算支援金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>再建方法</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設・購入</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>賃貸（公営住宅以外）</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200万円（又は100万円）となる。</p>	被害程度	支給額		全壊	100万円	解体		100万円	長期避難	100万円	大規模半壊	50万円	再建方法	支給額	建設・購入	200万円	補修	100万円	賃貸（公営住宅以外）	50万円																																																																										
	被害程度	支給額																																																																																																
	全壊	100万円																																																																																																
	解体	100万円																																																																																																
	長期避難	100万円																																																																																																
大規模半壊	50万円																																																																																																	
再建方法	支給額																																																																																																	
建設・購入	200万円																																																																																																	
補修	100万円																																																																																																	
賃貸（公営住宅以外）	50万円																																																																																																	
2 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市に係る自然災害	2 実施主体 山形県 （被災者生活再建支援法人に支給金支給に関する事務を委任）	2 住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯																																																																																																
3 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県に係る自然災害	3 経費負担 被災者生活再建支援法人 1/2 国 1/2	3 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不可能な状態が長期間継続している世帯																																																																																																
4 1、2の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊が発生した市町村に係る自然災害		4 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）																																																																																																
5 5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市で1～3の区域に隣接するものに係る自然災害																																																																																																		
対象となる自然災害	<p>1 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村</p> <p>2 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村</p> <p>3 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県</p> <p>4 上記1又は2の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村</p> <p>5 上記1～3の区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村</p> <p>6 上記1若しくは2の市町村を含む都道府県又は上記3の都道府県が2以上ある場合に5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村及び2世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口5万人未満の市町村</p>																																																																																																	
根拠法令等	<p>1 根拠法令 被災者生活再建支援法</p> <p>2 実施主体 山形県（被災者生活再建支援法人に支給金支給に関する事務を委託）</p> <p>3 経費負担 被災者生活再建支援法人 1/2 国 1/2</p>																																																																																																	
支給対象世帯	<p>1 住宅が全壊した世帯</p> <p>2 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯</p> <p>3 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不可能な状態が長期間継続している世帯</p> <p>4 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）</p> <p>5 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）</p>																																																																																																	
支給額	<p>支給額は、基礎支援金（住宅の被害に応じて支給する支援金）と加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給する支援金）の合計額となる。（ただし、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の4分の3の額となる。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>基礎支援金</th> <th colspan="2">加算支援金</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>（住宅の被害程度）</th> <th colspan="2">（住宅の再建方法）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①全壊</td> <td rowspan="3">100万円</td> <td>建設・購入</td> <td>200万円</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>②解体</td> <td>補修</td> <td>100万円</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>③長期避難</td> <td>賃貸（公営住宅を除く）</td> <td>50万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">④大規模半壊</td> <td rowspan="2">50万円</td> <td>建築・購入</td> <td>200万円</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">⑤中規模半壊</td> <td rowspan="3">-</td> <td>賃貸（公営住宅を除く）</td> <td>50万円</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>建築・購入</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>50万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>賃貸（公営住宅を除く）</td> <td>25万円</td> <td>25万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ①全壊～④大規模半壊の被害を受けた世帯が一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円となる。</p>		基礎支援金	加算支援金		計	（住宅の被害程度）	（住宅の再建方法）		①全壊	100万円	建設・購入	200万円	300万円	②解体	補修	100万円	200万円	③長期避難	賃貸（公営住宅を除く）	50万円	150万円	④大規模半壊	50万円	建築・購入	200万円	250万円	補修	100万円	150万円	⑤中規模半壊	-	賃貸（公営住宅を除く）	50万円	100万円	建築・購入	100万円	100万円	補修	50万円	50万円			賃貸（公営住宅を除く）	25万円	25万円																																																				
	基礎支援金		加算支援金		計																																																																																													
	（住宅の被害程度）	（住宅の再建方法）																																																																																																
①全壊	100万円	建設・購入	200万円	300万円																																																																																														
②解体		補修	100万円	200万円																																																																																														
③長期避難		賃貸（公営住宅を除く）	50万円	150万円																																																																																														
④大規模半壊	50万円	建築・購入	200万円	250万円																																																																																														
		補修	100万円	150万円																																																																																														
⑤中規模半壊	-	賃貸（公営住宅を除く）	50万円	100万円																																																																																														
		建築・購入	100万円	100万円																																																																																														
		補修	50万円	50万円																																																																																														
		賃貸（公営住宅を除く）	25万円	25万円																																																																																														
窓口	市町村																																																																																																	